

「未来を拓くたくましい子ども・若者の育成をめざして」

現在、本格的な人口減少社会が到来し、加速度的に進む少子高齢化が、地域の活力や経済に深刻な影響を与えることが懸念される中、次代を担う子ども・若者が豊かな人間性や創造性を身につけ、明日の香川を支えることのできるたくましい人として成長することは、香川県民すべての願いです。



このため、県では、平成24年に策定した「かがわ青少年育成支援ビジョン」に沿って、これまで青少年健全育成のための施策を総合的に推進してまいりました。県内のほとんどの小学校区では、各機関や団体などを横断的に統合する「校区会議」が設立され、「みんなで子どもを育てる県民運動」を展開し、県民一体となって子ども・若者の健やかな成長を支援しています。しかしながら、子ども・若者を取り巻く社会環境は、ますます複雑化しており、社会全体で子育てを助け合う環境づくりや子ども・若者、家族に対する個々の状況を踏まえた対応が、これまで以上に必要とされています。

子ども・若者は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえない存在です。今回策定した「かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン」は、「青少年」という表記の一部を「子ども・若者」に改め、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援の対象にすることとしており、香川の子ども・若者が健やかに成長し、それぞれの持つ個性や能力を発揮し、自分の人生と社会の未来を自らの力で切り拓いていけるよう支援することを基本理念とし、具体的な行動指針を示しています。

ビジョンの策定に当たっては、当事者である若い世代の方にも検討に加わっていただくとともに、多様な専門分野の方々から広い視野でご意見やご提言をいただき、実効性のあるビジョンとなるよう取りまとめてまいりました。

県議会、青少年問題協議会をはじめ、多くの方々からご意見をいただきましたことに深く感謝いたしますとともに、香川の子ども・若者を県民が一体となって育てていくために、県民の皆様には、それぞれの立場から一層のご協力をお願いいたします。

平成30年3月

香川県知事 浜田 恵造

目 次

1	策定の趣旨	1
2	性格と役割	1
3	対象とする範囲	1
4	実施時期	2
5	現状と課題	3
6	基本理念	32
7	基本指針	33
8	施策の方向	36
	基本指針 1 健やかな成長のための支援	37
	基本指針 2 困難な状況にある子ども・若者への支援	44
	基本指針 3 社会全体で支えるための環境整備	55
	基本指針 4 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	62
9	推進のために	64
●	かがわの子ども・若者のみなさんへ	66

1 策定の趣旨

県では、平成24年に「かがわ青少年育成支援ビジョン」を策定し、青少年健全育成のための施策を総合的に推進してきました。この間、子ども・若者を取り巻く社会環境は、ますます複雑化し、児童虐待相談対応件数やひきこもり相談件数が増加していることなど、社会全体で子育てを助け合う環境づくりや子ども・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が今まで以上に必要とされています。

国においては、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同法に基づく大綱として、同年7月に「子ども・若者ビジョン」が作成され、平成28年2月には、同ビジョンに代わる新たな大綱として「子供・若者育成支援推進大綱」（以下「大綱」という。）が作成されました。

このような状況を踏まえ、香川の子ども・若者がそれぞれの個性や能力をきらめかせ、自分の人生と社会の未来を切り拓くことができるよう、県民が一体となって健全な子ども・若者の育成に取り組むための行動指針として「かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン～未来を拓くたくましい子ども・若者の育成をめざして～」を策定します。

2 性格と役割

- 県の子ども・若者育成支援の基本理念や基本方針を示す行動指針とします。
- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置付けます。
- 「新・せとうち田園都市創造計画」や「香川県健やか子ども支援計画」、「香川県教育大綱」、「香川県 教育基本計画」等との整合性を図りつつ、施策の方向を明らかにします。

3 対象とする範囲

このビジョンの対象は、子ども・若者（0歳から40歳未満）です（※1）。これは、「子ども・若者育成支援推進法」に基づいて国が作成した「大綱」で示された範囲としています。

◆ビジョンにおける用語の使い方について

本ビジョンでは、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とすることを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という表記を用います。

ただし、法律や条例に規定のあるもの、固有名詞として用いられる場合は、「青少年」や「少年」を用いる場合があります。

なお、「大綱」では、「子供」の表記は、法律名等を除き、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)による表記を用いていますが、本ビジョンでは、施策名に「子ども」を使用しているものが多くあることから、「子ども」に統一して表記することとします。

- ※1 子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者（0歳から18歳）
 若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期も対象とする（18歳から40歳未満）
 青少年：乳幼児期から青年期までの者（0歳から30歳未満）
- ・乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者
 - ・学童期は、小学生の者
 - ・思春期は、中学生からおおむね18歳までの者

- ・青年期は、おおむね18歳から30歳未満までの者
- ・ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

4 実施時期

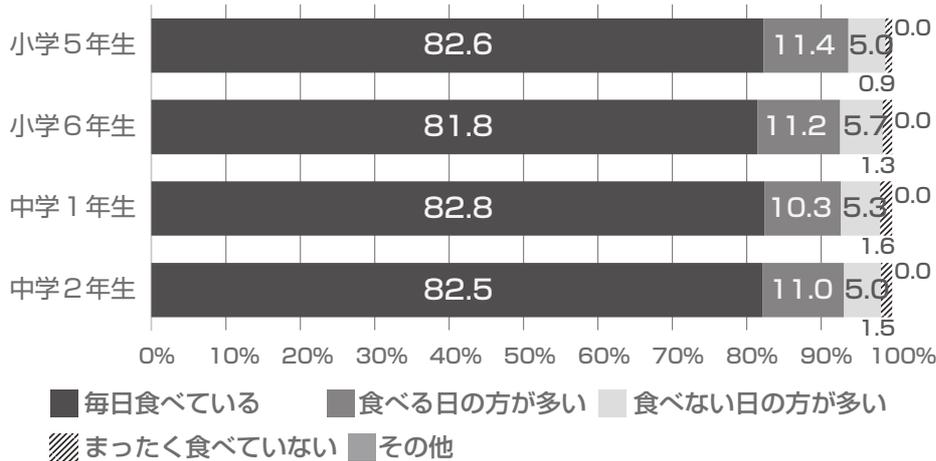
平成30年度から実施し、必要に応じ適宜見直しを行います。

5 現状と課題

① 基本的生活習慣の形成の状況

- ・小学校5年生～中学校2年生までの朝食の摂取率は、「毎日食べる」、「食べる日の方が多い」を合わせると、概ね93%になります。7%程度の児童生徒は、「食べない日が多い」又は「まったく食べていない」と答えています。

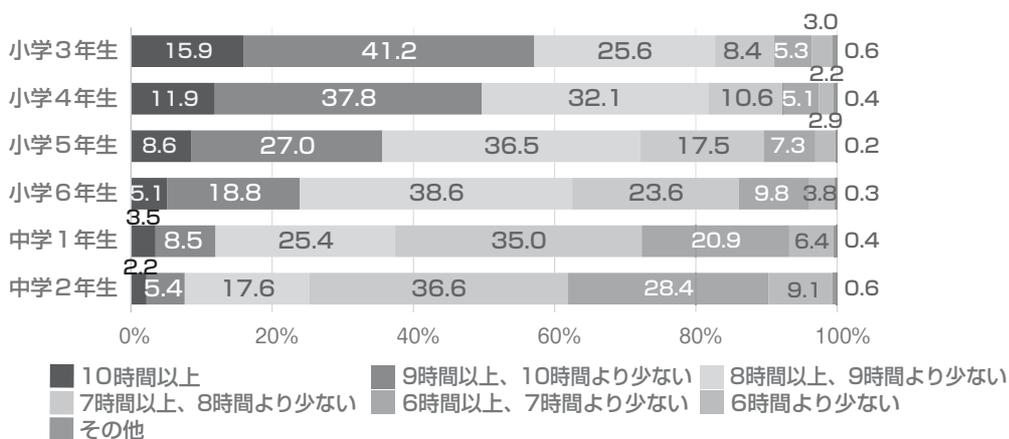
■朝食を毎日食べていますか。



(資料：平成29年度 香川県学習状況調査 児童生徒質問紙調査)

- ・小学校3年生～中学校2年生までの平日の睡眠時間は、学年が上がるごとに少なくなり、小学校3年生の16.7%が8時間未満、中学校2年生になると37.5%が7時間未満となっています。

■普段(月～金曜日)、1日にどれくらいの時間、睡眠をとることが最も多いですか。



(資料：平成29年度 香川県学習状況調査 児童生徒質問紙調査)

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

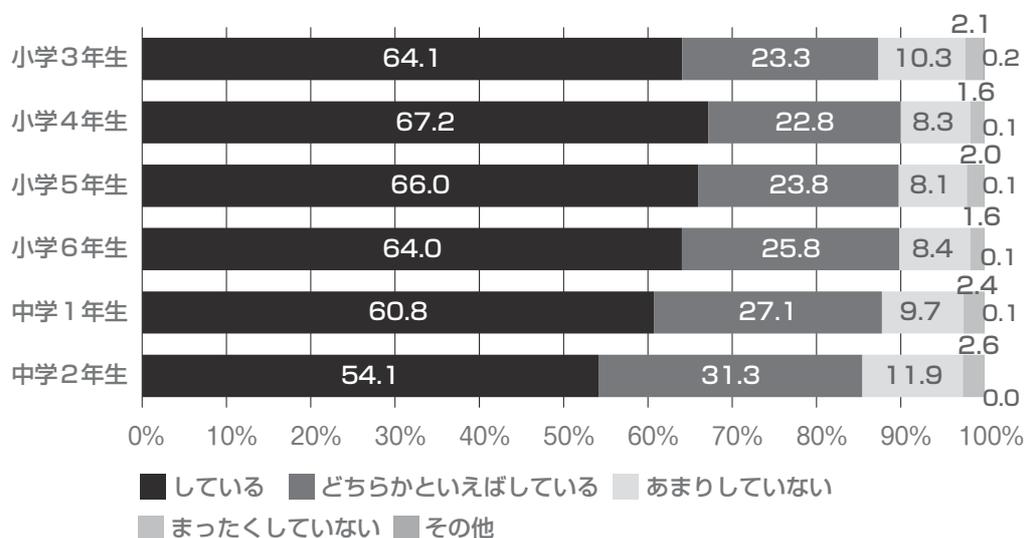
基本指針4

9 推進のために

② コミュニケーション能力の育成と規範意識の醸成の状況

- ・「近所の人に会った時は、あいさつをしていますか」という質問に対して、小学校3年生～中学校2年生までの約9割は、「している」、「どちらかといえばしている」と答えています。

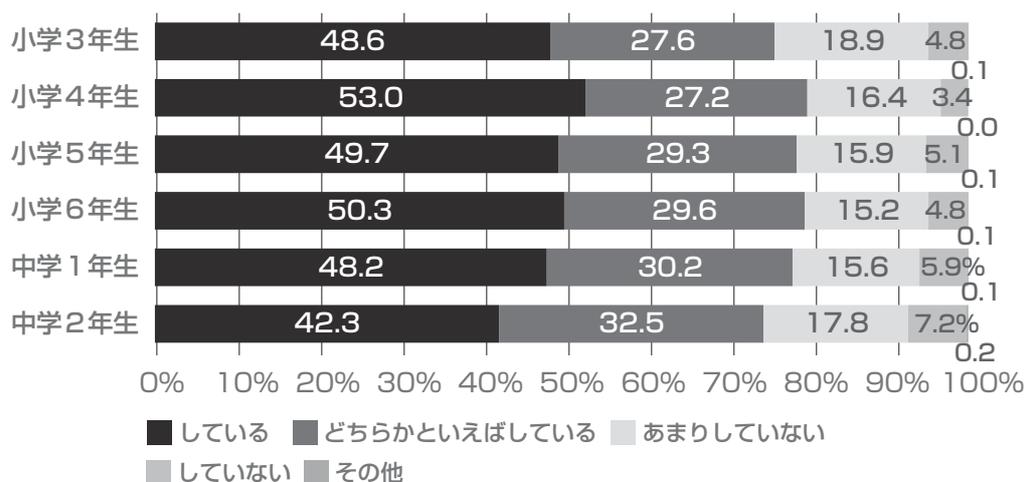
■近所の人に会った時は、あいさつをしていますか。



(資料：平成29年度 香川県学習状況調査 児童生徒質問紙調査)

- ・「家の人（兄弟姉妹を含まない）と学校でのできごとについて話をしていますか」という質問に対して、小学校3年生～中学校2年生の約2～3割は、「あまりしていない」、「していない」と答えています。

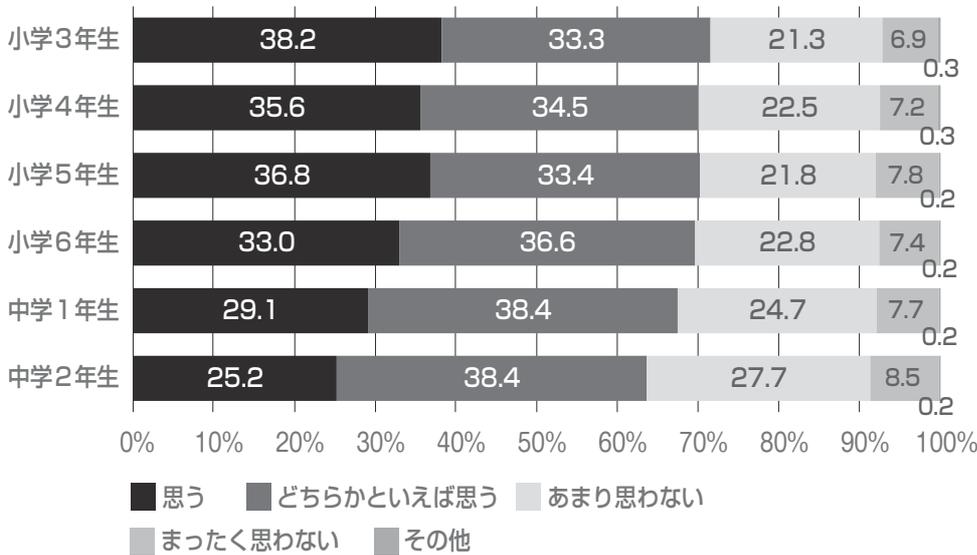
■家の人（兄弟姉妹を含まない）と学校でのできごとについて話をしていますか。



(資料：平成29年度 香川県学習状況調査 児童生徒質問紙調査)

- ・「自分にはよいところがあると思いますか」という質問に対して、小学校3年生～中学校2年生までの約3～4割は、「あまり思わない」、「まったく思わない」と答えています。

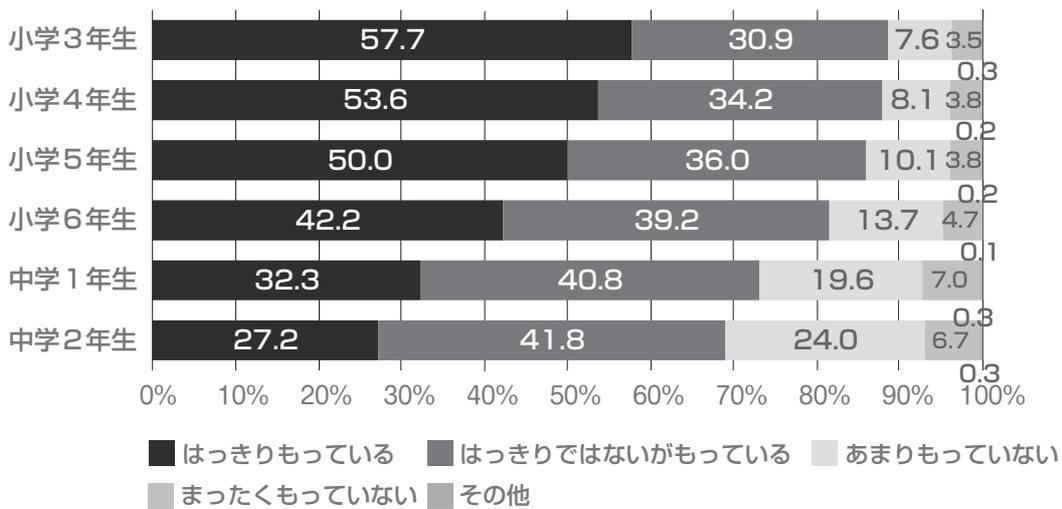
■自分には、よいところがあると思いますか。



(資料：平成29年度 香川県学習状況調査 児童生徒質問紙調査)

- ・「将来の夢や目標をもっていますか」という質問に対して、「はっきりもっている」、「はっきりではないがもっている」と答えているのは、小学校3年生～6年生では約8～9割ですが、中学校1・2年生になると約7割となっています。

■将来の夢や目標をもっていますか。



(資料：平成29年度 香川県学習状況調査 児童生徒質問紙調査)

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

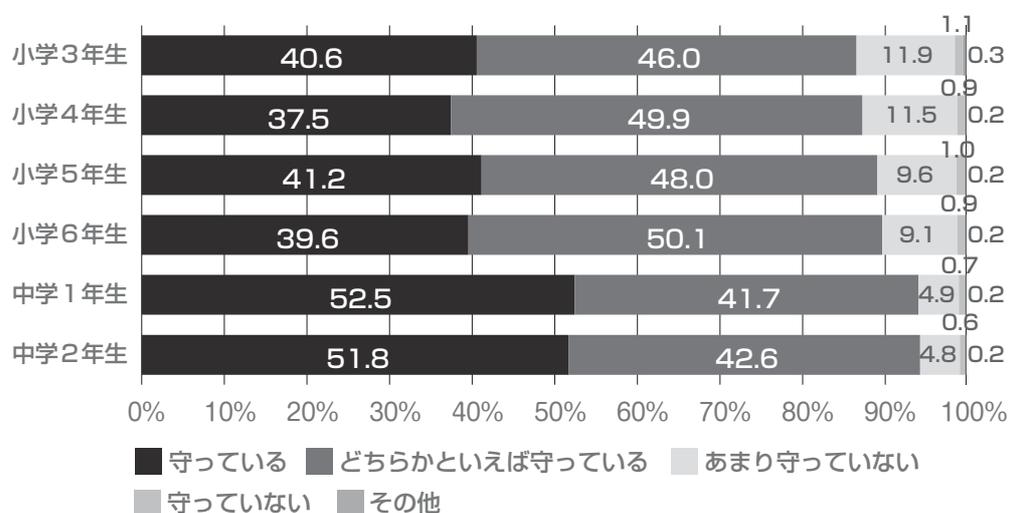
基本指針3

基本指針4

9 推進のために

- ・「学校のきまりを守っていますか」という質問に対して、小学校3年生～中学校2年生までの約9割は、「守っている」、「どちらかといえば守っている」と答えています。

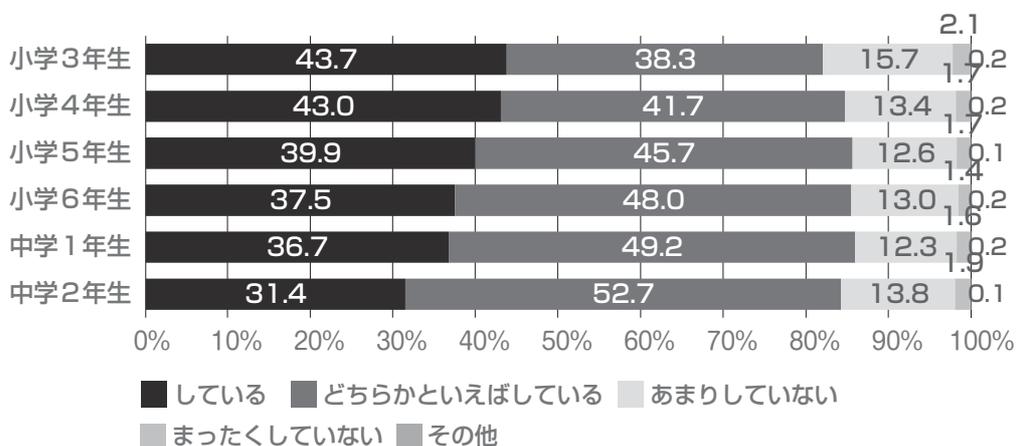
■学校のきまりを守っていますか。



(資料：平成29年度 香川県学習状況調査 児童生徒質問紙調査)

- ・「人が困っている時は、進んで助けていますか」という質問に対して、小学校3年生～中学校2年生までの8割以上は、「している」、「どちらかといえばしている」と答えています。

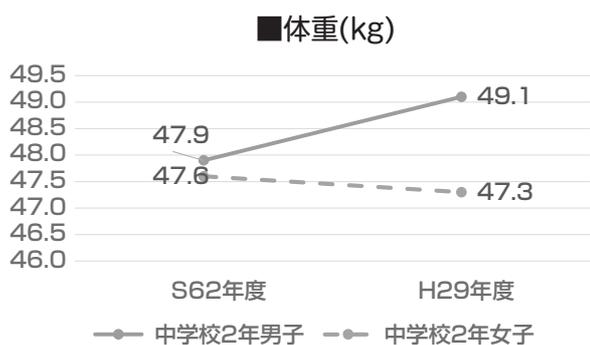
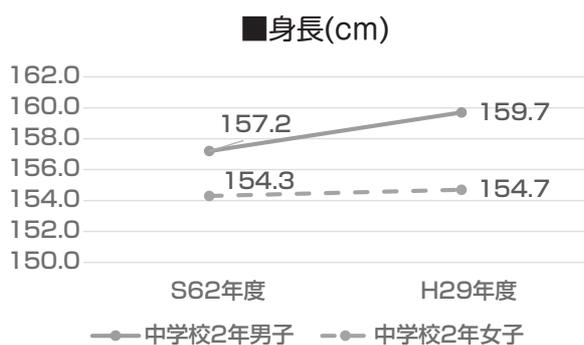
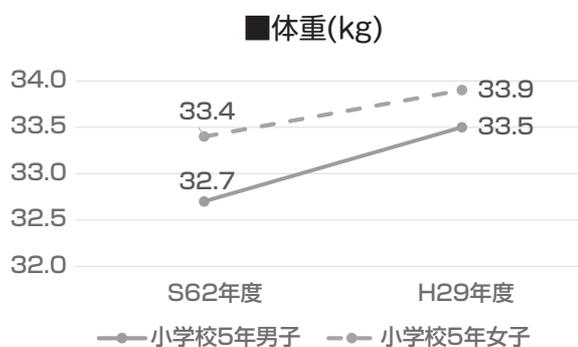
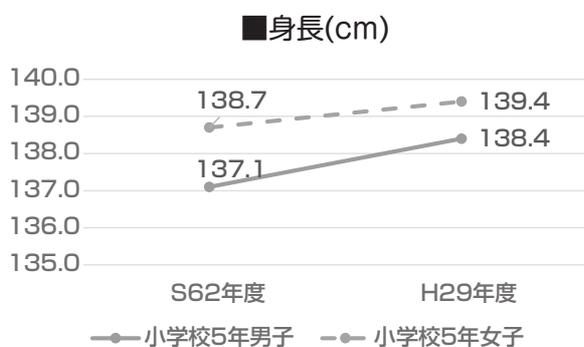
■人が困っている時は、進んで助けていますか。



(資料：平成29年度 香川県学習状況調査 児童生徒質問紙調査)

③ 健康に関する状況

・身長・体重を昭和62年度調査（約30年前・親世代）と現在の小・中学生で比較してみると、身長については、男女共に現在の小中学生が上回っています。体重については、中学校2年女子のみ昭和62年度調査を下回っています。



(資料：香川県学校保健統計調査)

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

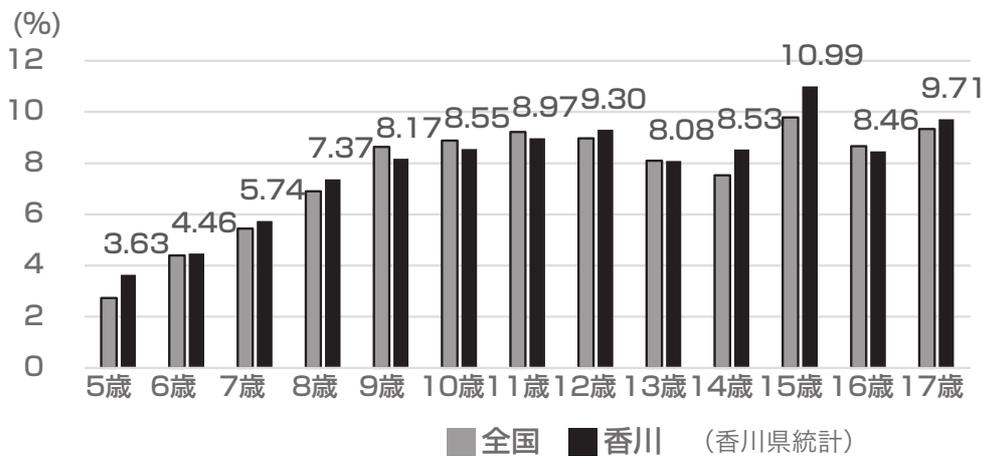
- ・平成29年度の肥満傾向児(※2)出現率は、成長とともに増加傾向にあり、9歳～17歳になると、約8～11%になっています。
- ・平成29年度の痩身傾向児(※3)出現率は、12歳、13歳、15歳で2.5%を超え、高くなっています。

※2「肥満傾向児」とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者をいいます。

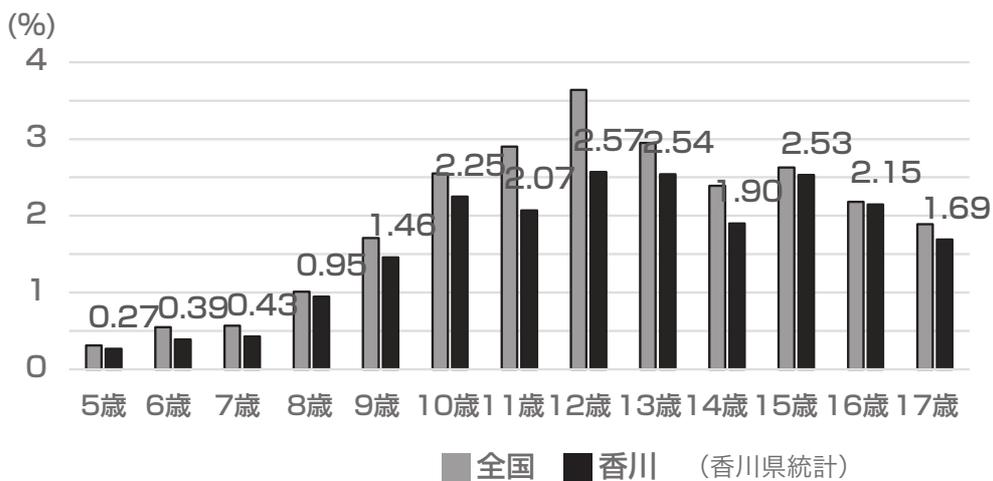
※3「痩身傾向児」とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以上の者をいいます。

$$\text{肥満度(過体重度)} = (\text{実測体重} - \text{身長別標準体重}) / \text{身長別標準体重} \times 100 (\%)$$

■H29年度 肥満傾向出現率(男女合計)



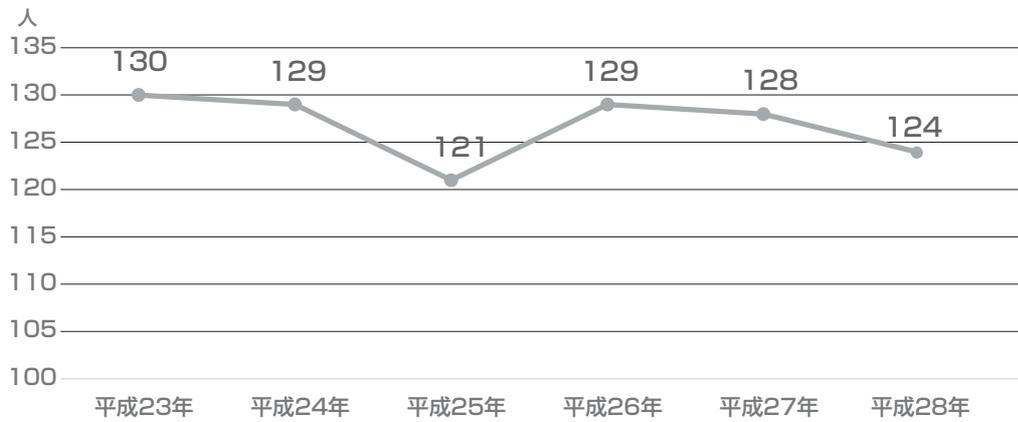
■H29年度 痩身傾向児出現率(男女合計)



(資料：平成29年度 香川県学校保健統計調査)

・10代の出生数は、平成23年度以降、121人から130人の間で横ばいに推移しています。

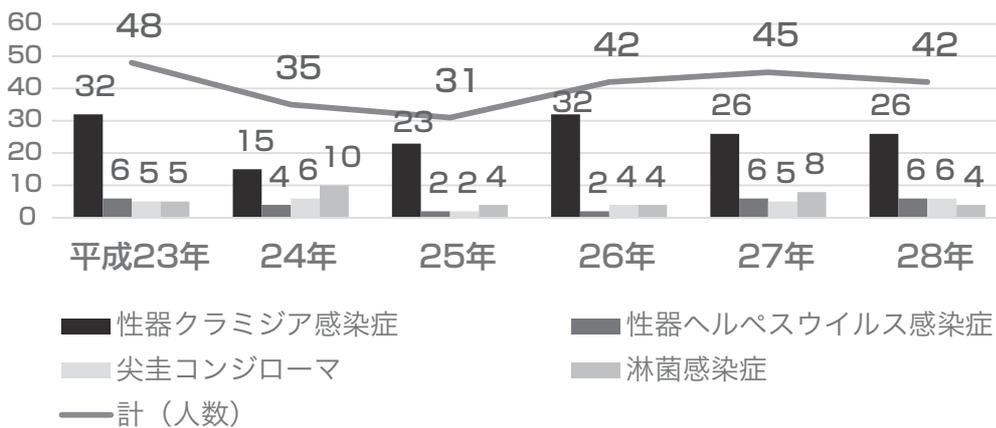
■母の年齢階級別出生数（10代）



（資料：人口動態統計〔厚生労働省〕）

・10代の性感染者数は、平成23年の48人から平成25年に31人に減少しましたが、以降、平成27年まで増加に転じて、平成28年は再び42人に減っています。

■10代の性感染症者推移（人）



（引用：香川県感染症発生動向調査）

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

④ 児童生徒の学力の状況

- ・平成29年度の教科に関する調査結果については、小学校において、全ての調査区分で全国と同等、もしくはそれを上回る結果となっています。
- ・中学校において、国語Bで全国平均を下回ったものの、国語A、数学A、数学Bについては全国平均を上回る結果となっています。

(A：「知識」に関する問題、B：「活用」に関する問題)

■教科に関する調査の結果概況

【小学校調査】

調査区分	国語 A					国語 B				
	調査年度	(参考) H28	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25	H29	(参考) H28	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25
県(公立) 平均正答率(%)	75	75.0	72.3	75.5	66.8	59	59.5	69.5	58.8	52.9
全国(公立) 平均正答率(%)	74.8	72.9	70.0	72.9	62.7	57.5	57.8	65.4	55.5	49.4
県と全国との差(pt)	—	+ 2.1	+ 2.3	+ 2.6	+ 4.1	—	+ 1.7	+ 4.1	+ 3.3	+ 3.5

調査区分	算数 A					算数 B				
	調査年度	(参考) H28	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25	H29	(参考) H28	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25
県(公立) 平均正答率(%)	79	78.2	74.3	78.5	78.1	48	46.7	47.0	59.5	62.1
全国(公立) 平均正答率(%)	78.6	77.6	75.2	78.1	77.2	45.9	47.2	45.0	58.2	58.4
県と全国との差(pt)	—	+ 0.6	-0.9	+ 0.4	+ 0.9	—	-0.5	+ 2.0	+ 1.3	+ 3.7

【中学校調査】

調査区分	国語 A					国語 B				
	調査年度	(参考) H28	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25	H29	(参考) H28	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25
県(公立) 平均正答率(%)	78	77.2	76.0	79.3	76.6	71	67.5	64.9	51.4	67.0
全国(公立) 平均正答率(%)	77.4	75.6	75.8	79.4	76.4	72.2	66.5	65.8	51.0	67.4
県と全国との差(pt)	—	+ 1.6	+ 0.2	-0.1	+ 0.2	—	+ 1.0	-0.9	+ 0.4	-0.4

調査区分	数学 A					数学 B				
	調査年度	(参考) H28	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25	H29	(参考) H28	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25
県(公立) 平均正答率(%)	66	63.8	64.4	67.8	66.3	49	44.6	41.3	60.0	44.6
全国(公立) 平均正答率(%)	64.6	62.2	64.4	67.4	63.7	48.1	44.1	41.6	59.8	41.5
県と全国との差(pt)	—	+ 1.6	± 0.0	+ 0.4	+ 2.6	—	+ 0.5	-0.3	+ 0.2	+ 3.1

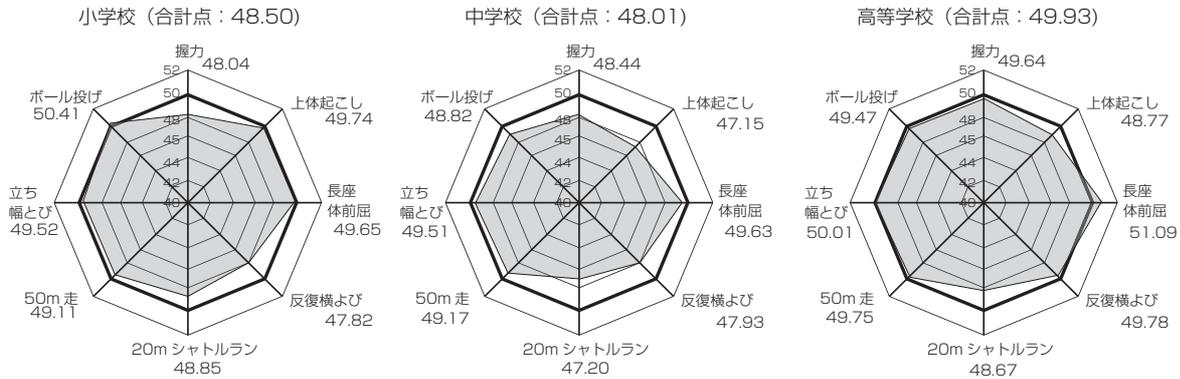
(資料：義務教育課)

「全国的な学力調査の今後の改善方策について」(平成29年3月29日)では、「平均正答率については、学力面において、細かい桁における微小な差異は、実質的な違いを示すものではないため、国としては、小数点以下を四捨五入した整数値で結果を提供することとする。」とされており、平成29年度から都道府県別の平均正答率については、国から整数値で提供されることとなりました。

⑤ 児童生徒の体力・運動能力の状況

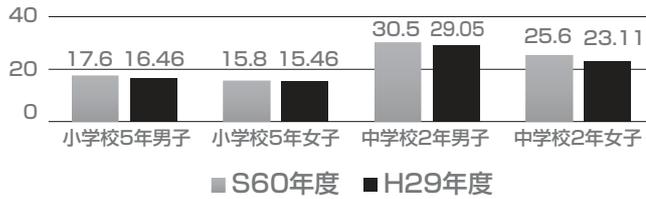
- ・体力合計点において、高等学校は全国平均並みであり、小学校・中学校は全国平均を下回っています。
- ・体力を昭和60年度調査（体力水準が高かったとされる年度）と現在の小・中学生で比較してみると、中学校男子の50m走は上回っていますが、握力やボール投げは下回っています。

■平成29年度香川県体力・運動能力調査と平成28年度全国平均と比較（T-スコア）

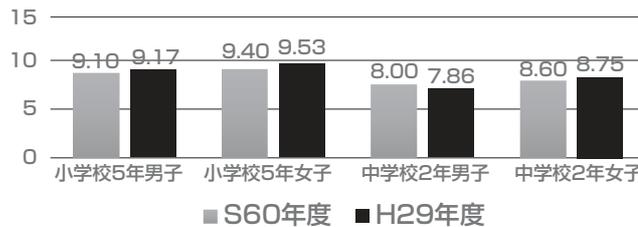


（資料：平成29年度 香川県体力・運動能力調査結果）

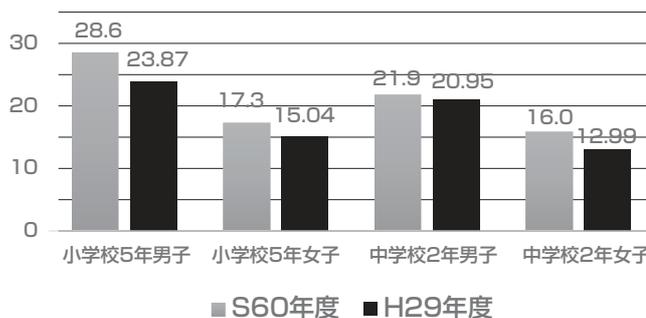
【握力】(kg)



【50m走】(秒)



【ボール投げ】(m)



小学校：ソフトボール投げ、中学校：ハンドボール投げ

（資料：香川県体力・運動能力調査結果）

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

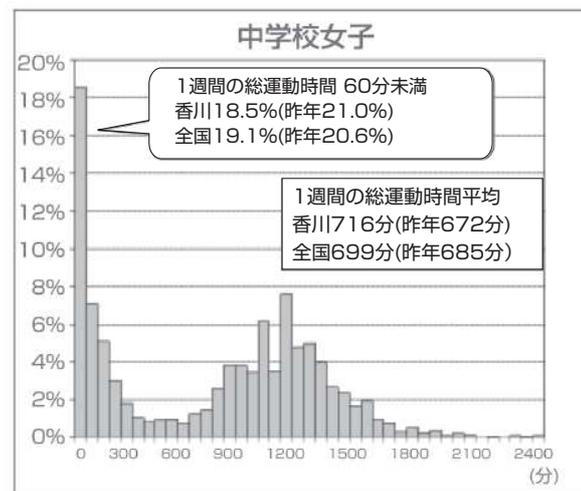
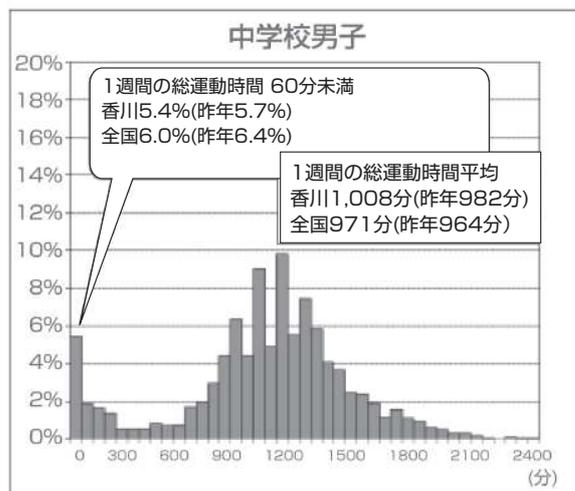
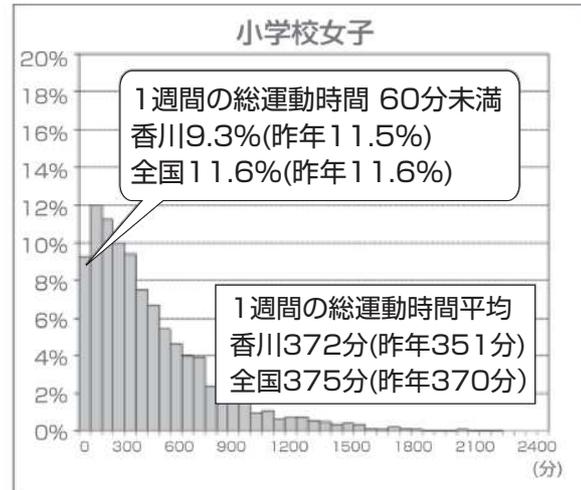
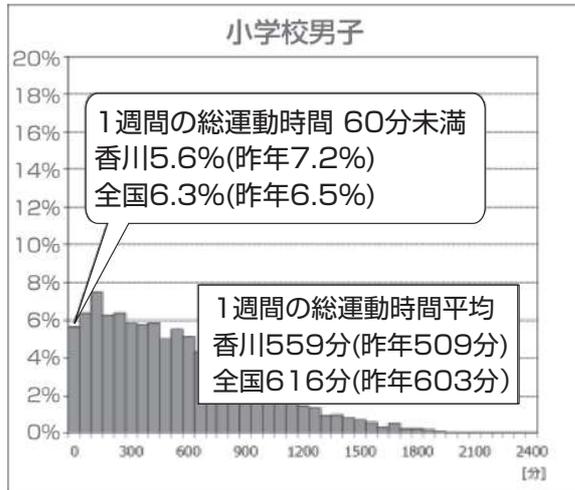
基本指針3

基本指針4

9 推進のために

- ・運動習慣の状況について、1週間の総運動時間の平均は、小学校男子が全国平均より57分、小学校女子が3分それぞれ短くなっています。
- ・1週間の総運動時間の分布から、中学校において、運動する生徒とそうでない生徒の二極化傾向がみられます。

■一週間の総運動時間の分布及び平均（香川県）

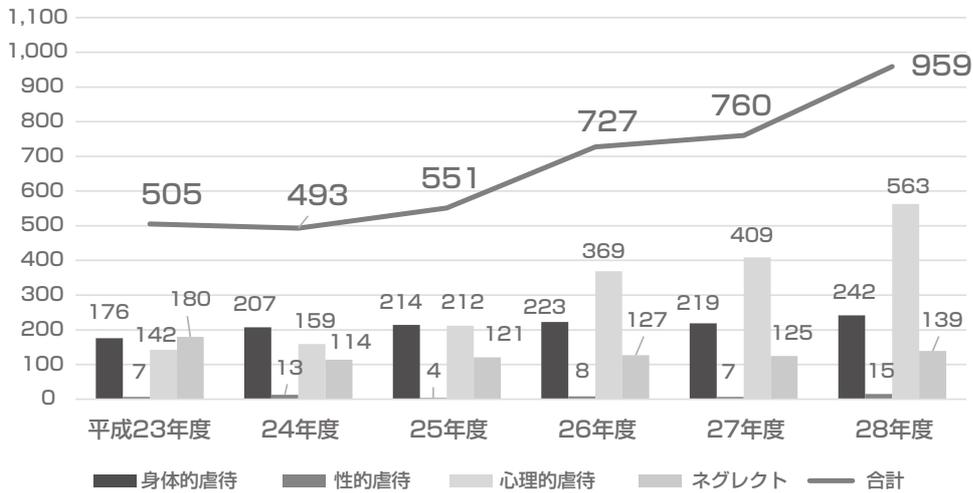


(資料：平成29年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果)

⑥ 児童虐待の状況

- ・児童相談所における児童虐待対応件数は、平成28年度に過去最高の959件となっています。
- ・特に、子どもの面で行われるDVやきょうだいへの虐待の目撃を含む心理的虐待が増加しています。
- ・子どもの権利侵害といえる児童虐待が依然として深刻な状況にあります。

■児童相談所における児童虐待相談対応件数(件)

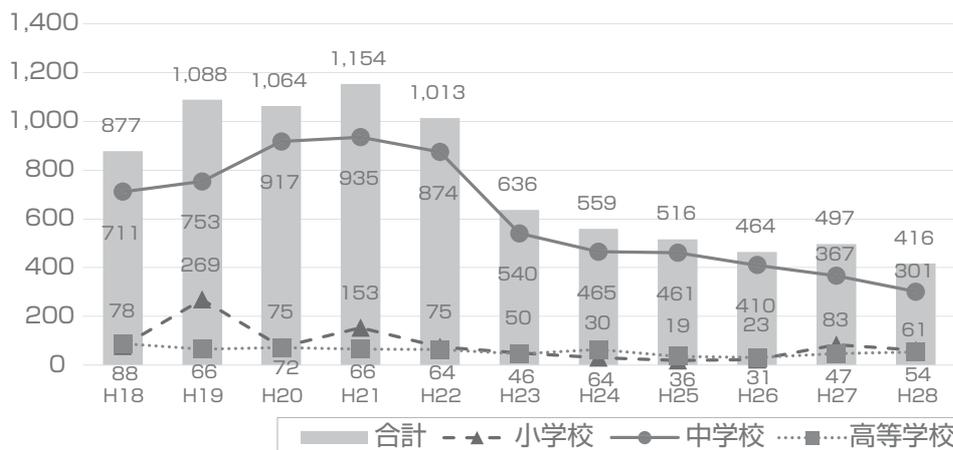


(資料：子育て支援課)

⑦ 暴力行為、いじめ、不登校、高等学校中途退学の状況

- ・公立小学校、中学校および高等学校の児童生徒が起こした暴力行為（※4）の発生件数は、平成28年度調査においては、416件となっています。
- ・前年度調査と比較すると、小学校が61件で22件の減少、中学校が301件で66件の減少、高等学校では54件で7件の増加となっています。

■暴力行為の発生件数の推移(件)



(資料：県教育委員会)

※4 「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいいます。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

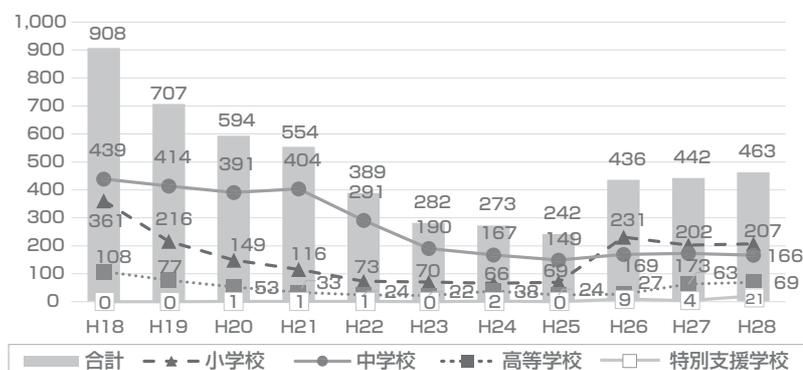
基本指針3

基本指針4

9 推進のために

- ・公立小学校、中学校、高等学校および特別支援学校におけるいじめ（※5）の認知件数は、平成28年度は463件であり、平成26年度以降、増加傾向にあります。校種別にみると、前年度と比べ、小学校で5件増加、中学校で7件減少、高等学校で6件増加、特別支援学校で17件増加しています。
- ・平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されて、いじめの定義が変更され、平成26年度以降、積極的な認知に努める中、増加の傾向にあります。

■いじめ認知件数の推移(件)

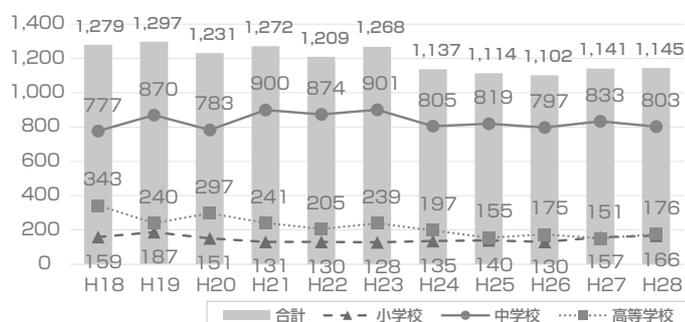


(資料：県教育委員会)

※5 「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項にあるように、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。平成25年度調査までは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」となっていました。

- ・公立小学校、中学校および高等学校において年間30日以上欠席した不登校児童生徒（※6）は平成28年度1,145人であり、平成18年以降、全体的には減少傾向にあるものの、ここ5年間は、概ね横ばいで推移しています。

■不登校児童生徒数の推移(人)

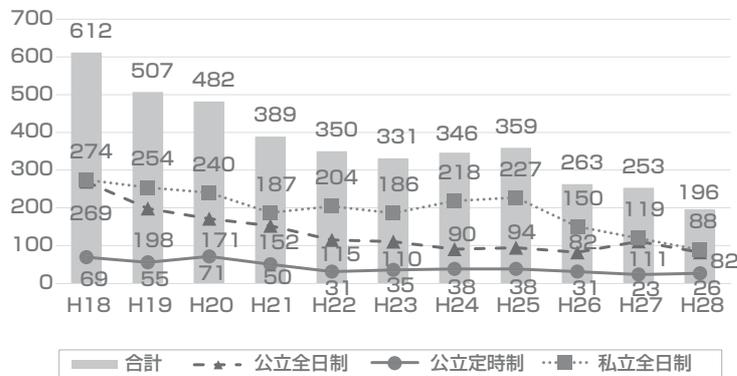


(資料：県教育委員会)

※6 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く）をいいます。

・公・私立高等学校における中途退学者数は、平成28年度は196人であり、前年度より、57人減少しています。中途退学率（中途退学者の在籍者数に占める割合）は0.7%（公立全日制0.4%、公立定時制6.4%、私立全日制1.4%）です。

■中途退学者の推移(人)

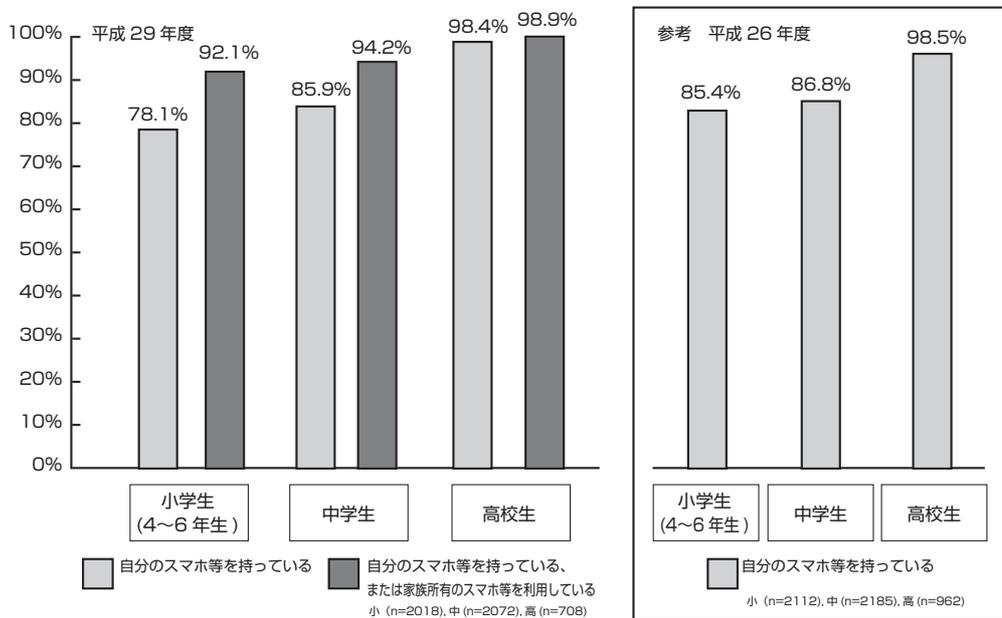


(資料：県教育委員会)

⑧ 青少年のスマートフォン等利用の状況

・自分のスマホ等（※7）を持っている、または家族所有のスマホ等を利用している児童生徒の割合は、小学生（4～6年生）、中学生、高校生ともに9割を超えています。

■スマホ等の所有・家族等の所有しているスマホ等の利用



(資料：香川県教育委員会 平成29年度 スマートフォン等の利用に関する調査について)

※7 「スマホ等」とは、スマートフォン、ネットにつながる携帯電話、タブレット端末、ネットにつながる音楽プレイヤー、ネットにつながる携帯ゲーム機を指します。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

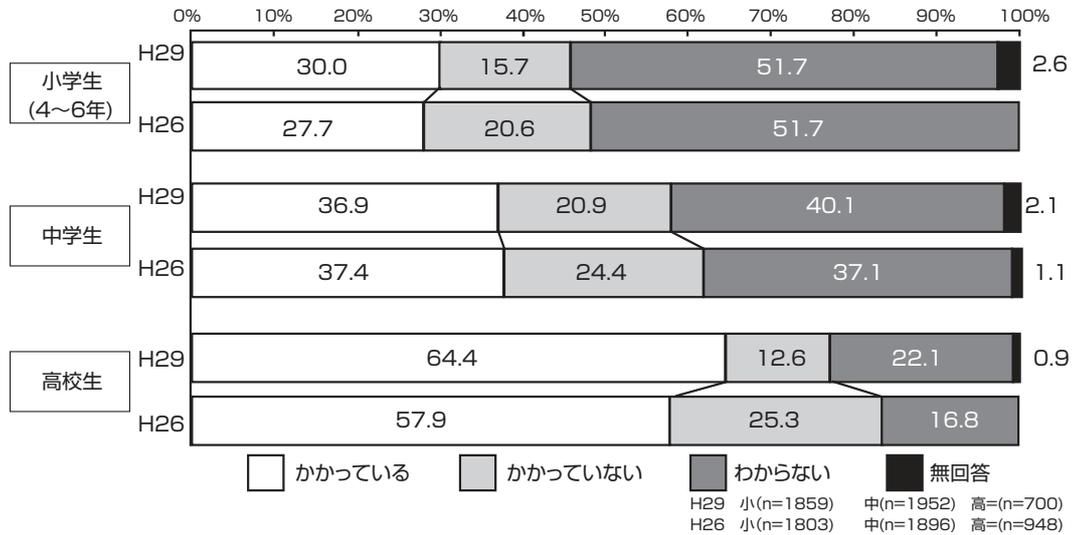
基本指針3

基本指針4

9 推進のために

- ・フィルタリング設定率は、小学校（4～6年）が30.0%、中学生が36.9%、高校生が64.4%。
- ・スマートフォンでは、①携帯電話回線、②無線LAN回線、③アプリの3つに対応するフィルタリングが必要です。
- ・ネットに接続できる携帯ゲーム機や音楽プレーヤーについても、それぞれに対応するフィルタリングを設定し、子どもが利用するアプリやソフトを保護者が管理する必要があります。

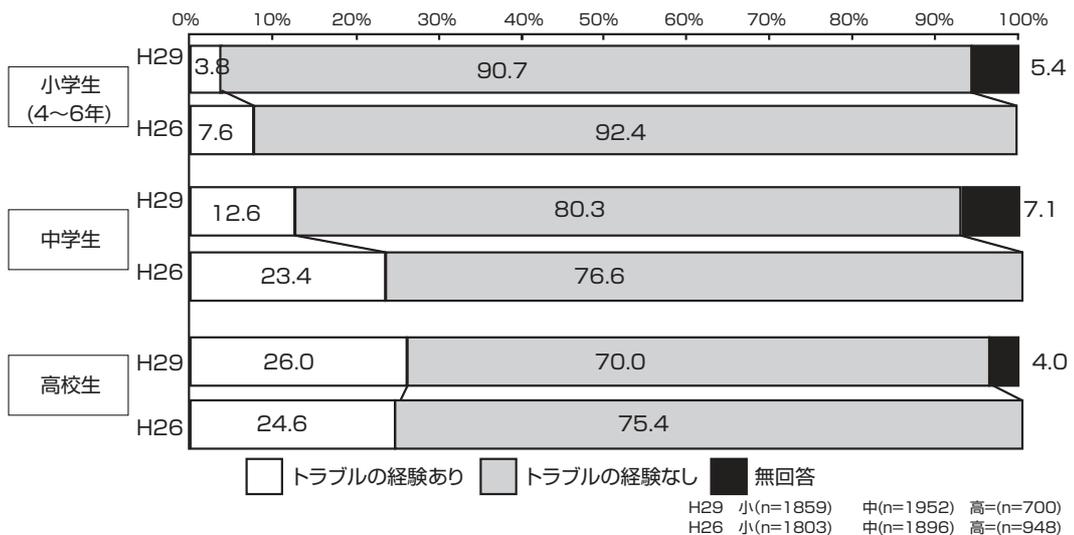
■フィルタリング（利用制限）の設定



(資料：香川県教育委員会 平成29年度 スマートフォン等の利用に関する調査について)

- ・自分の「スマホ・ゲーム機など」を所有している児童生徒のうち、何らかのトラブルを経験している小学生(4～6年生)は約26人に1人、中学生は約8人に1人、高校生は約4人に1人となっています。

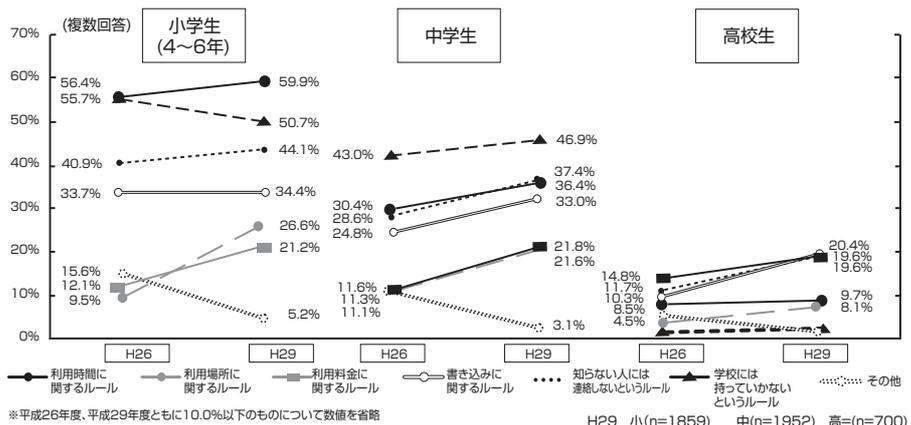
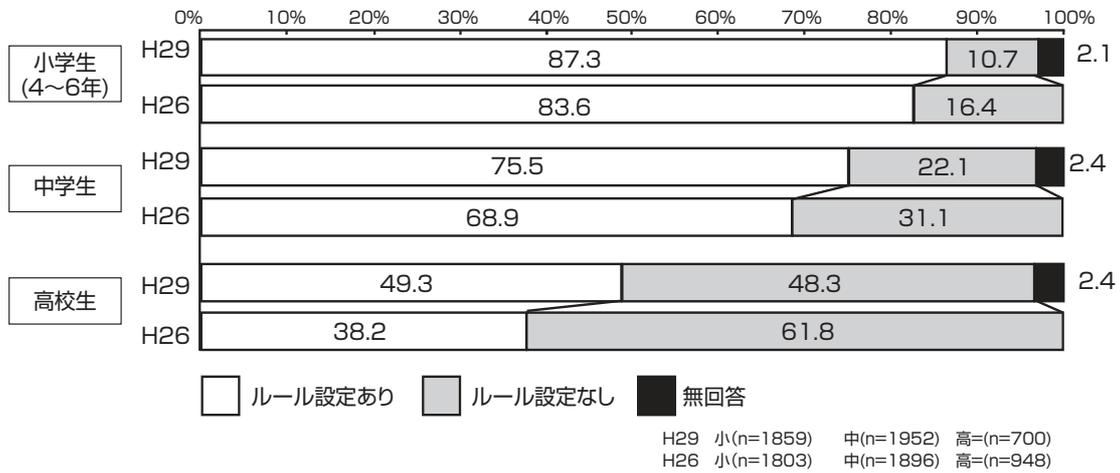
■これまでに経験したトラブル



(資料：香川県教育委員会 平成29年度 スマートフォン等の利用に関する調査について)

- ・何もルールがないまま自分の「スマホ・ゲーム機」を所有しているケースが小学生（4～6年）でもみられます。
- ・ルールを決めても「時間を決めて使う」、「不適切な書き込みをしない」、「知らない人に連絡をしない」などぜひ決めてほしいルールの設定状況はまだ十分ではありません。

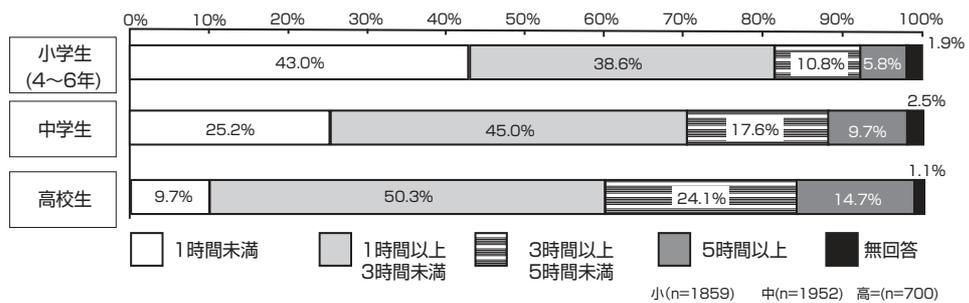
■家庭で決めた利用に関するルール



(資料：香川県教育委員会 平成29年度 スマートフォン等の利用に関する調査について)

- ・スマホ等の1日の利用時間は、学年が上がるにつれて増える傾向にあります。
- ・家庭で決めた利用に関するルールの設定率が最も低い高校生は、4割近くが1日に3時間以上スマホ等を使用しています。

■平日1日の利用時間



(資料：香川県教育委員会 平成29年度 スマートフォン等の利用に関する調査について)

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

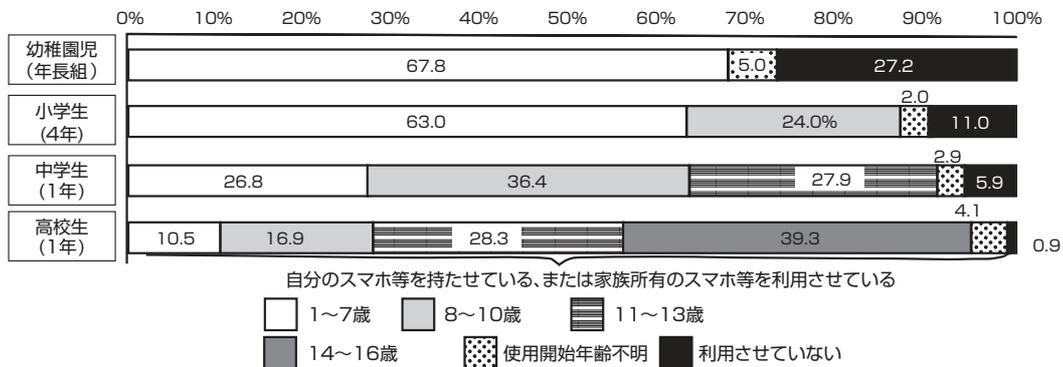
基本指針3

基本指針4

9 推進のために

- ・保護者を対象とした調査において、子どものスマホ等の利用開始年齢が1～7歳と答えた割合は、低学年ほど高い傾向にあり、スマホ等の利用開始の低年齢化がみられます。

■子どものスマホ等利用開始年齢

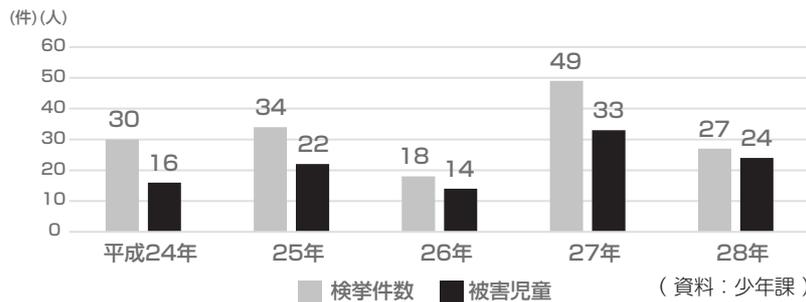


(資料：香川県教育委員会 平成29年度 スマートフォン等の利用に関する調査について)

⑨ 少年の福祉を害する犯罪状況

- ・コミュニティサイト(※8)等に起因する福祉犯検挙件数は、平成28年は、前年より22件(44.9%)減少しています。
- ・平成28年の被害児童(※9)は24人で、前年より9人(27.3%)減少しています。
- ・平成26年は児童被害に係る出会い系サイト(※10)による事件を検挙しました。

■コミュニティサイト等に起因する福祉犯検挙状況



年次	平成24年		25年		26年		27年		28年	
	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童
総数	30	16	34	22	18	14	49	33	27	24
児童福祉法										
出会い系サイトに係るもの					5	3				
児童買春・児童ポルノ法	2	2					2	2	1	1
出会い系サイトに係るもの										
児童買春・児童ポルノ法	22	10	20	13	8	6	31	21	17	13
出会い系サイトに係るもの					3	3				
売春防止法	1				2					
出会い系サイトに係るもの					2					
青少年保護育成条例	5	4	14	9	8	8	16	10	9	10
出会い系サイトに係るもの										

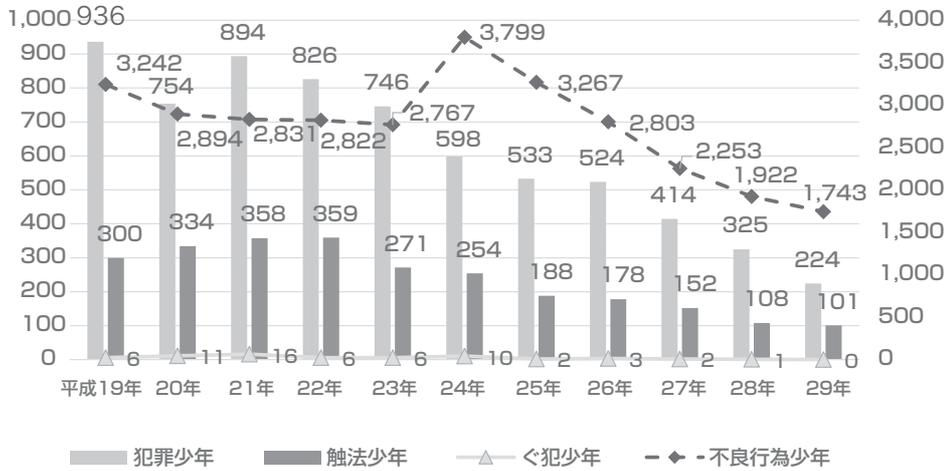
(資料：少年課)

- ※8 「コミュニティサイト」とは、SNS、プロフィールサイト、ブログ等の多人数とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称をいいます。
- ※9 「被害児童」は、18歳未満の被害者を指します。
- ※10 「出会い系サイト」とは、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律にいう「インターネット異性紹介事業」及びその他面識のない者同士が出会う可能性のあるインターネット上のあらゆるウェブサイトをいいます。

⑩ 少年非行の状況

・犯罪少年（※11）、触法少年（※12）、ぐ犯少年（※13）を合わせた非行少年総数は、平成29年は8年連続の減少となる325人で、この10年間で約3分の1に減少しています。

■非行少年等の検挙・補導人員の推移（人）



（資料：少年課）

※11「犯罪少年」とは、犯罪行為をした14歳以上の少年をいいます。（少年法第3条第1項第1号）

※12「触法少年」とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいいます。

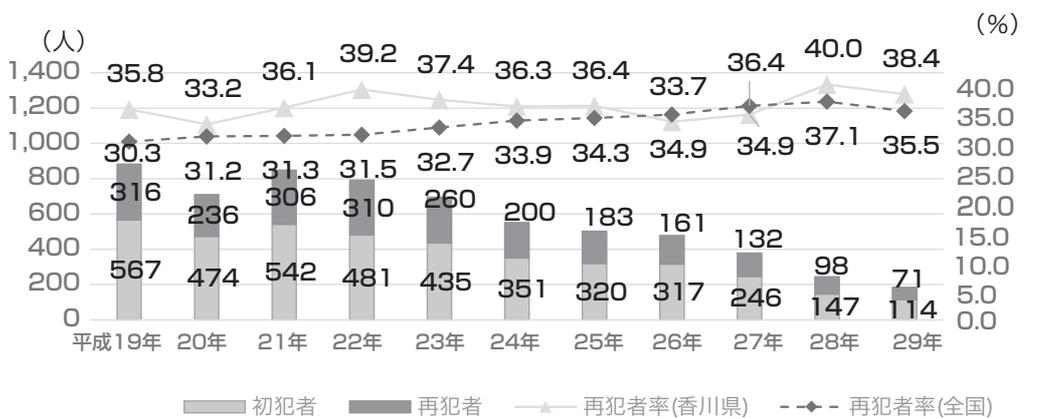
（少年法第3条第1項第2号）

※13「ぐ犯少年」とは、刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいいます。

（少年法第3条第1項第2号）

・初犯者、再犯者ともに減少し、再犯者率も、平成29年は38.4%と低下しています。

■再犯者の推移



（資料：少年課）

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

⑪ 薬物乱用の状況

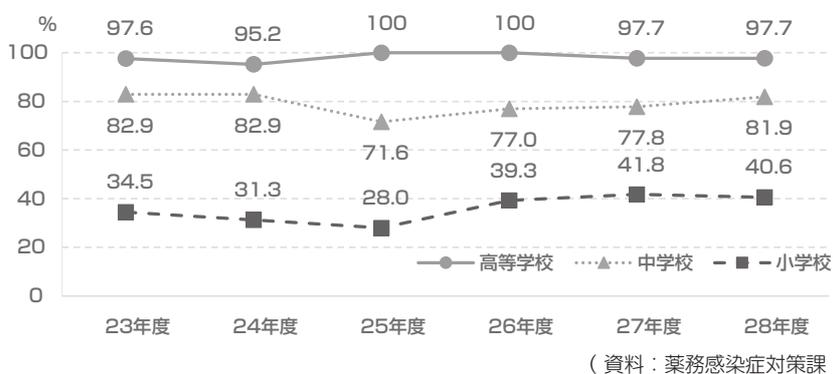
- ・本県における覚醒剤事犯および大麻事犯の未成年検挙者は、0～1人で推移しています。
- ・平成28年度の薬物乱用教室開催率は、小学校で40.6%、中学校で81.9%、高等学校で97.7%となっています。

■県内の覚醒剤事犯および大麻事犯の未成年検挙者数

(単位：人)

区分	23年	24年	25年	26年	27年	28年
覚醒剤事犯	0	1	1	0	0	1
大麻事犯	1	0	0	0	0	0

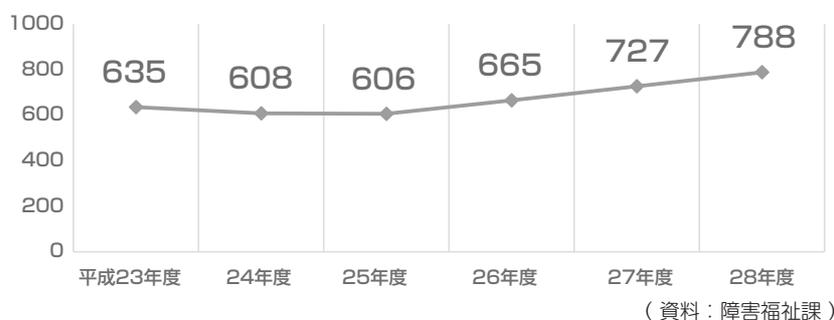
■薬物乱用防止教室の実施状況



⑫ ひきこもりの状況

- ・内閣府が平成28年9月に発表した全国調査では、15～39歳のひきこもりの人数は54万1千人と推計されています。
- ・平成28年度に精神保健福祉センターと県内5保健所で受けたひきこもり（※14）に関する相談は、788件と前年度より増加しています。

■精神保健センター・県内5保健所のひきこもり相談件数(件)

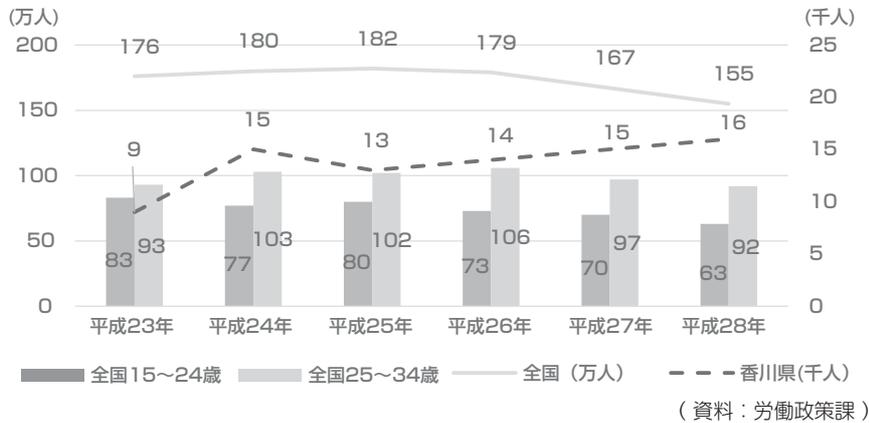


※14 「ひきこもり」とはさまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指します。(厚生労働省)

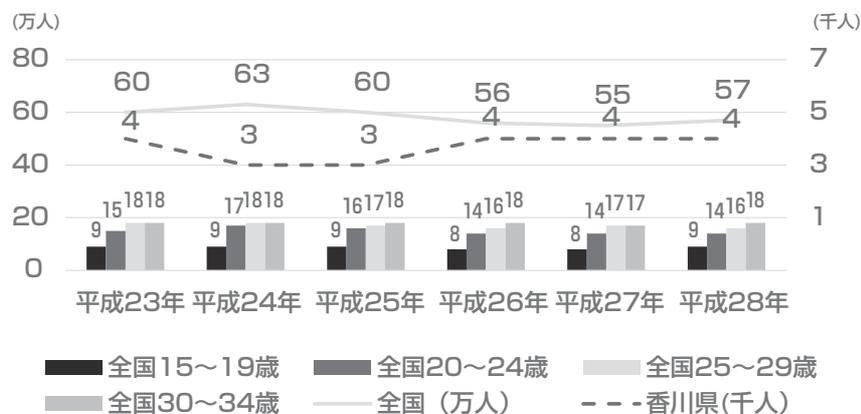
⑬ フリーター、若年無業者の状況

・フリーター数（※15）は、平成28年に全国で155万人に対し、本県では約16,000人、若年無業者数（※16）は、全国で57万人に対し本県では約4,000人と推計され、依然高い水準です。

■フリーター数の推移（本県は推計数 単位 全国：万人、香川県：千人）



■若年無業者数の推移（本県は推計数 単位 全国：万人、香川県：千人）



※年齢別人数はそれぞれ四捨五入されているため、合計と一致しない場合がある。
（資料：労働政策課）

※15「フリーター」とは、15～34歳で次の①～③の者をいいます。ただし、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者として。①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」または「アルバイト」である者 ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者 ③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者（厚生労働省）

※16「若年無業者」とは、15～34歳の非労働力人口のうち、通学や家事を行っていない「その他」の者をいいます。（厚生労働省）

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

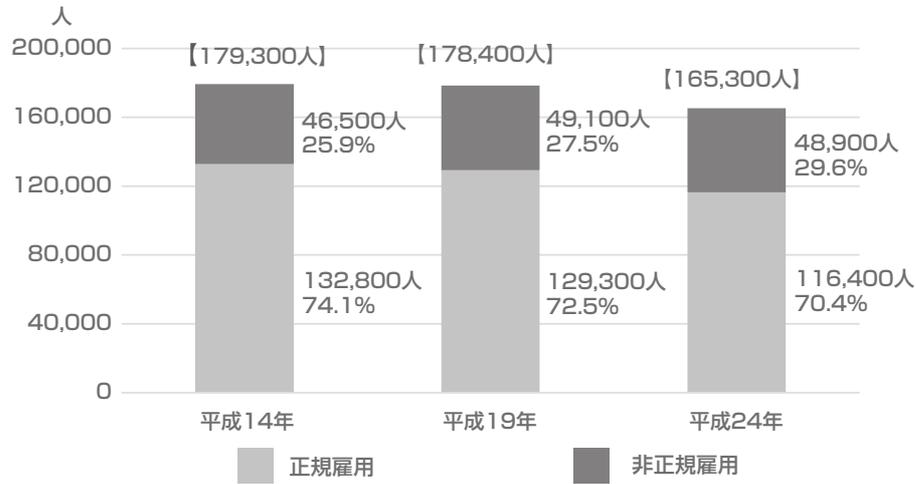
基本指針4

9 推進のために

⑭ 非正規雇用労働の状況

・県内の40歳未満の雇用者総数に占める非正規雇用労働者割合は、平成14年25.9%から平成19年27.5%、平成24年29.6%と増加しています。

■県内の40歳未満の雇用者総数に占める非正規雇用労働者数・割合



(資料：H24 就業構造基本調査結果 [総務省]を加工して作成)

⑮ 子どもの貧困に関する状況

- ・ 子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得[世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得]の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。
- ・ 平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成27年の我が国の子どもの貧困率は13.9%であり、過去最悪であった平成24年調査（16.3%）と比べると2.4ポイント低下しています。
- ・ 子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）では、大人（※17）が2人以上の世帯の場合の相対的貧困率（※18）が10～12%程度であるのに対し、大人が1人の世帯の貧困率は50%を超えています。このように、ひとり親家庭など大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえます。

■ 貧困率の推移（全国）

	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年
相対的貧困率 (%)	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率 (%)	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯の貧困率 (%) (※ 19)						
大人が 1 人 (%)	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が 2 人以上 (%)	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
貧困線 (万円)	137	130	127	125	122	122

厚生労働省「国民生活基礎調査」

※17「大人」とは18歳以上の者、「子ども」は17歳以下の者をいいます。

※18「相対的貧困率」とは、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。

※19「子どもがいる現役世帯の貧困率」とは、現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針 1

基本指針 2

基本指針 3

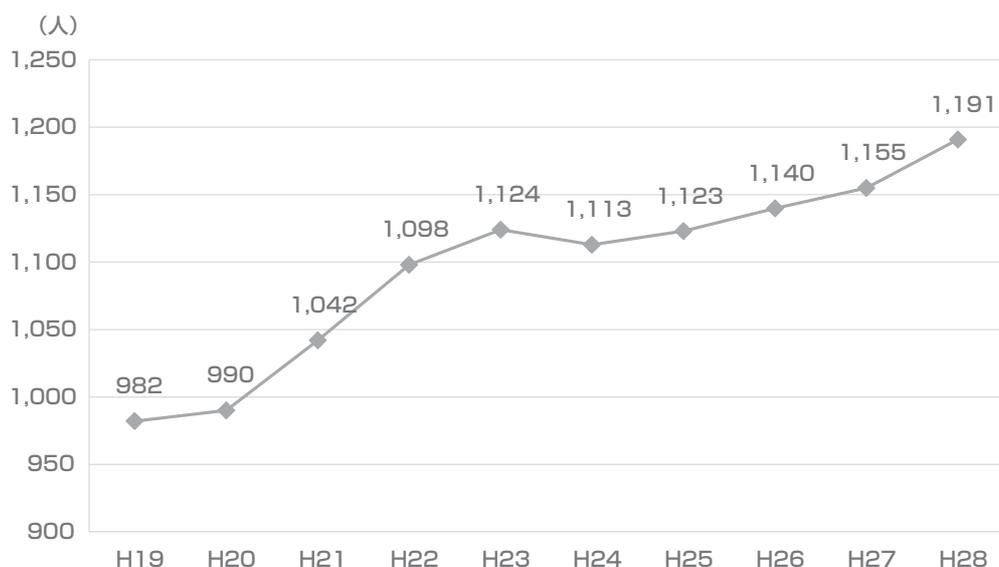
基本指針 4

9 推進のために

⑯ 特別支援教育の状況

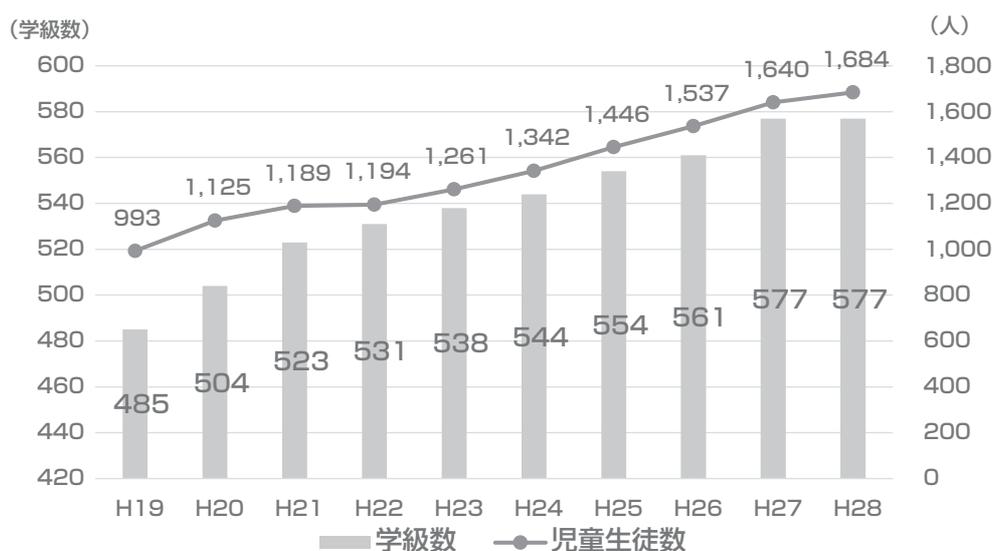
- ・ 障害のある子どもに対する多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校があります。
- ・ 特別支援学校の平成28年度幼児児童生徒数は1,191人で、平成19年度に比べて209人増加しています。
- ・ 小・中学校に設置されている特別支援学級の学級数および児童生徒数は、平成28年度は577学級、1,684人で増加傾向にあり、通級による指導の対象となる児童生徒数は、平成27年 331人から平成28年 317人に減少しているものの、平成19年の41人からは増加傾向にあります。

■特別支援学校の幼児児童生徒数の推移 (各年5月1日現在)



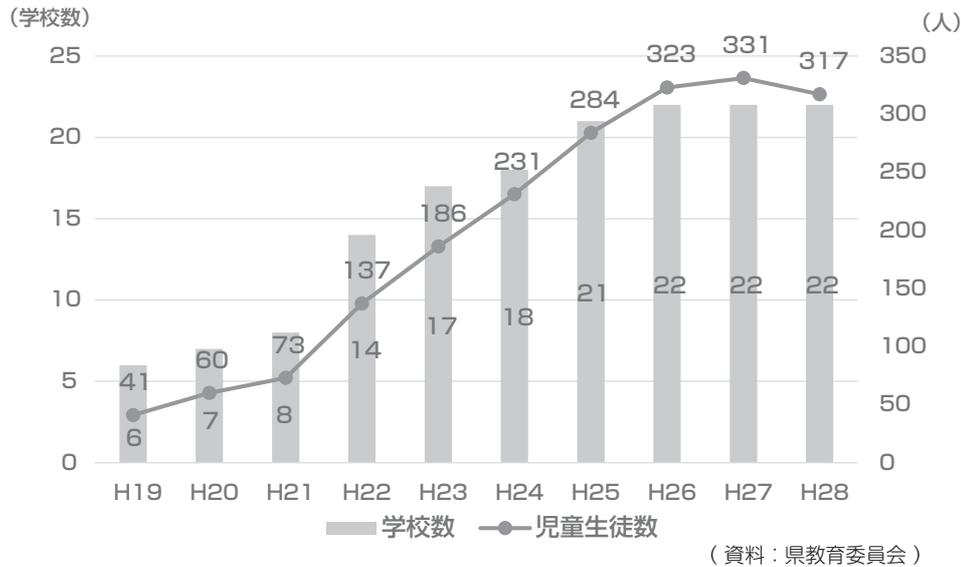
(資料：県教育委員会)

■特別支援学級数と児童生徒の推移 (各年5月1日現在)



(資料：県教育委員会)

■通級指導教室^{※20}設置学校数と対象児童生徒数の推移 (各年5月1日現在)

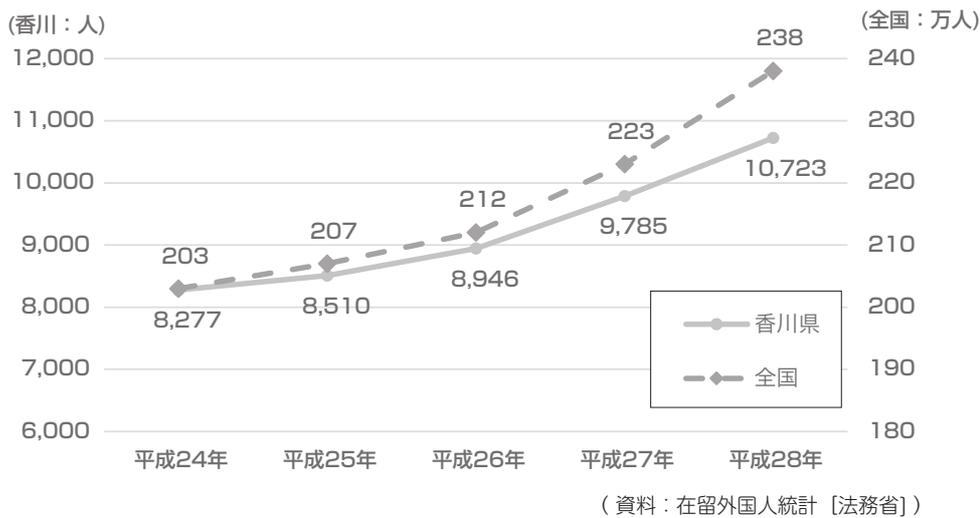


※20「通級指導教室」とは、小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍している、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導を行う場のことをいいます。

⑰ 在留外国人数の状況

・平成28年の県内在留外国人数は平成27年の9,785人から9.6%増となり、初めて1万人を超え10,723人となっています。

■在留外国人数の推移



1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

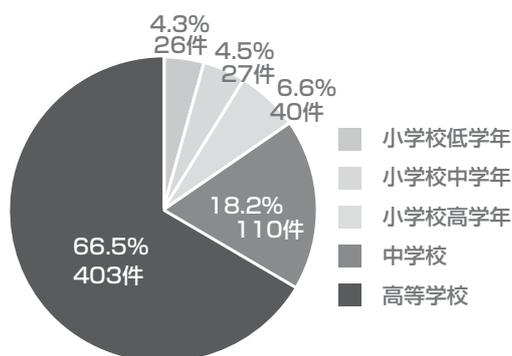
基本指針4

9 推進のために

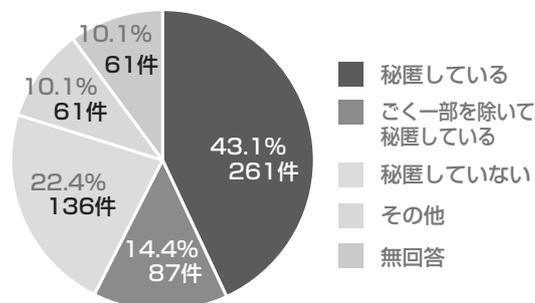
⑱ 性同一性障害の状況

- ・学校における性同一性障害（※21）に係る状況調査（平成26年6月公表：文部科学省）の結果、全国から606件の報告があり、小学校高学年で40件（6.6%）、中学校で110件（18.2%）、高等学校で403件（66.5%）となっています。
- ・約2割の児童生徒は、他の児童生徒に知らせた上で学校生活を過ごしていますが、約6割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていません。
- ・性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれて増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多くなっています。
- ・全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関して個別対応がなされています。

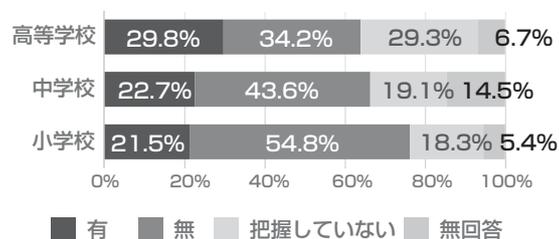
■学校における性同一性障害に係る対応報告件数



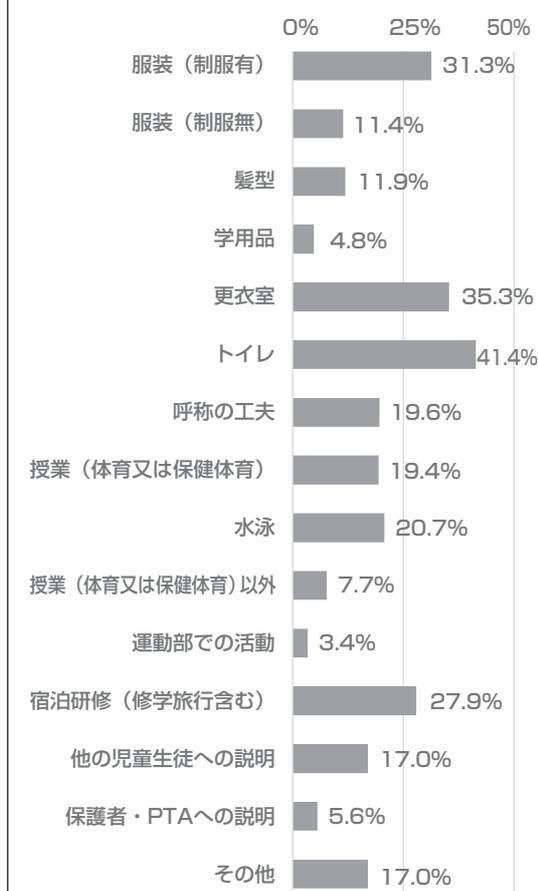
■他の児童生徒や保護者に対する取扱（秘匿の状況）



■性同一性障害としての診断の有無



特別な配慮の状況（小中高等学校全体）



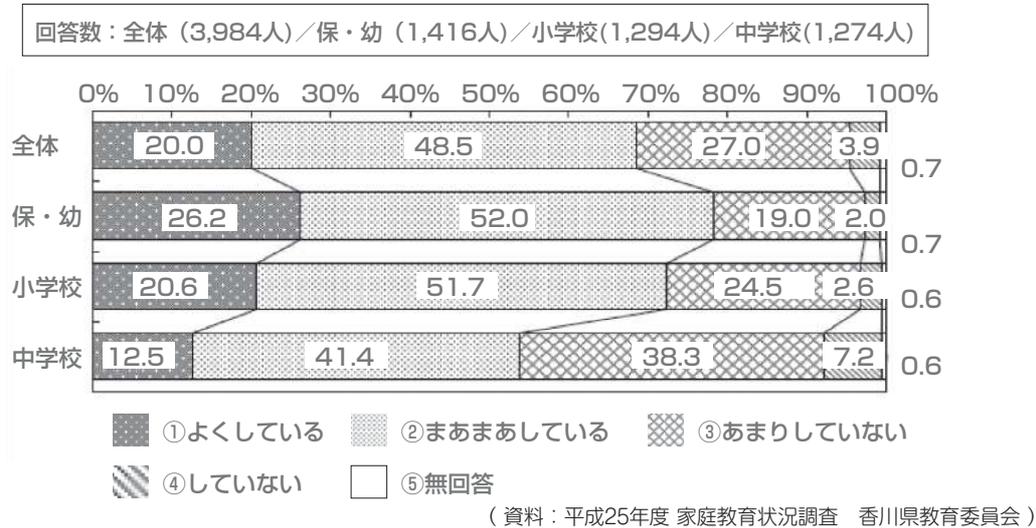
（資料：性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）平成28年4月1日 文部科学省）

※21 「性同一性障害」とは、生物学的な性と性別に関する自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされています。

⑩ 家庭教育の状況

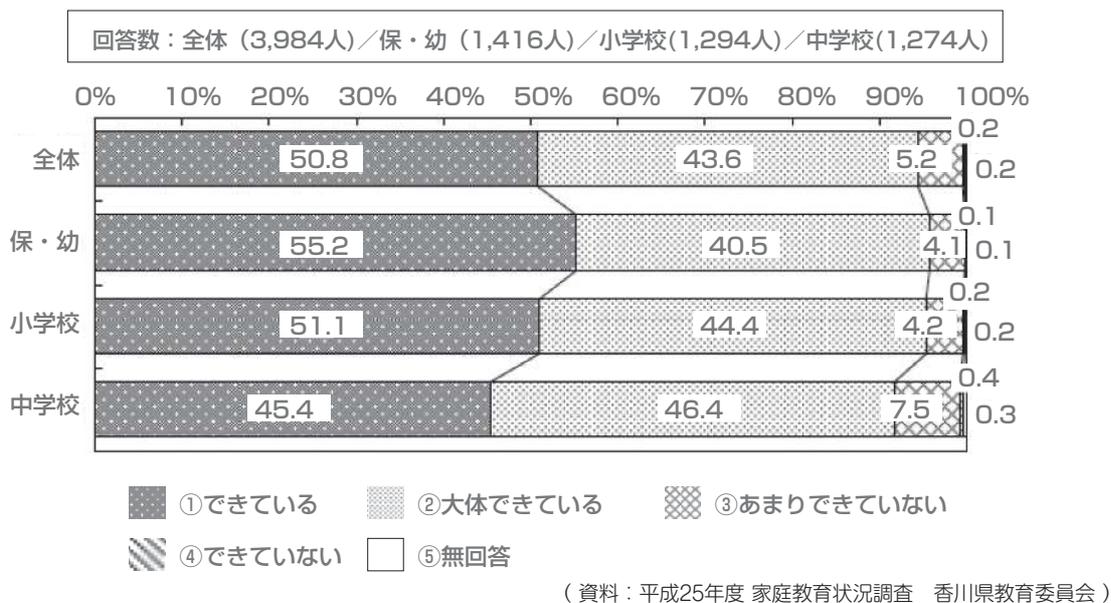
- ・子どもの家庭での手伝いについては、年齢が上がるにつれて減少傾向にあります。
- ・前回結果と比較すると、この傾向は同様ですが、「①よくしている」と「②まあまあしている」に答えた人を合わせた割合（前回結果 保・幼：75.1%、小：67.2%、中：47.5%）は、保育所（園）・幼稚園、小学校、中学校ともに前回結果より高くなっています。

■子どもは家庭で、よく手伝いをしますか。



- ・子どもとの会話は、「①できている」と答えた人は、年齢が上がるにつれて減少傾向にあるものの、「②大体できている」と答えた人を合わせると、保育所（園）・幼稚園、小学校、中学校ともに9割を超えています。

■子どもとの会話は、できていますか。



1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

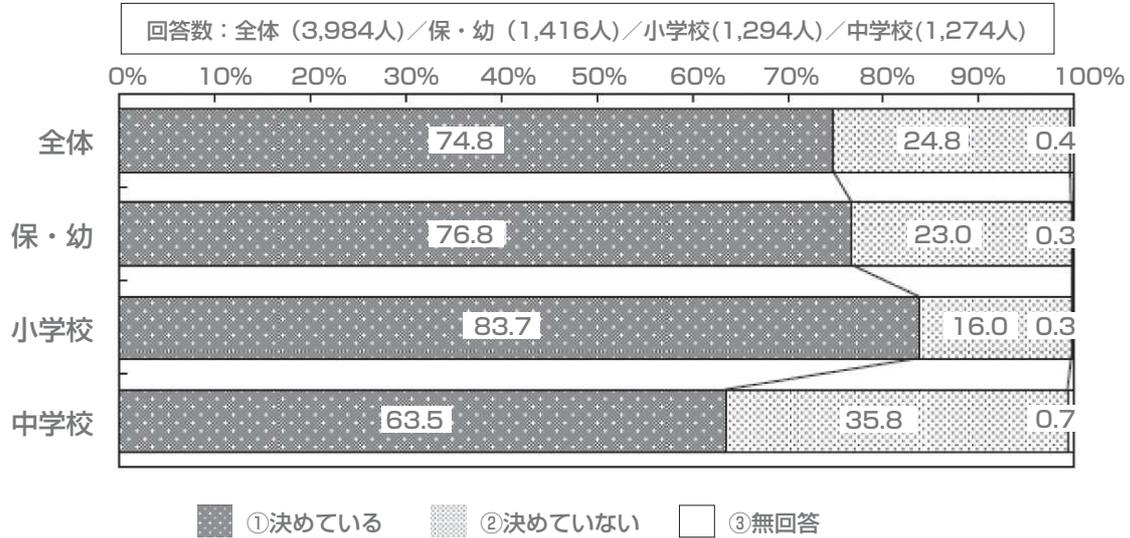
基本指針3

基本指針4

9 推進のために

・生活習慣についての子どものルールについては、「①決めている」と答えた人が保育所（園）・幼稚園では76.8%、小学校で83.7%と高くなっていますが、中学校では63.5%と小学校の割合から大きく下がっています。

■生活習慣について子どもとルールを決めていますか。

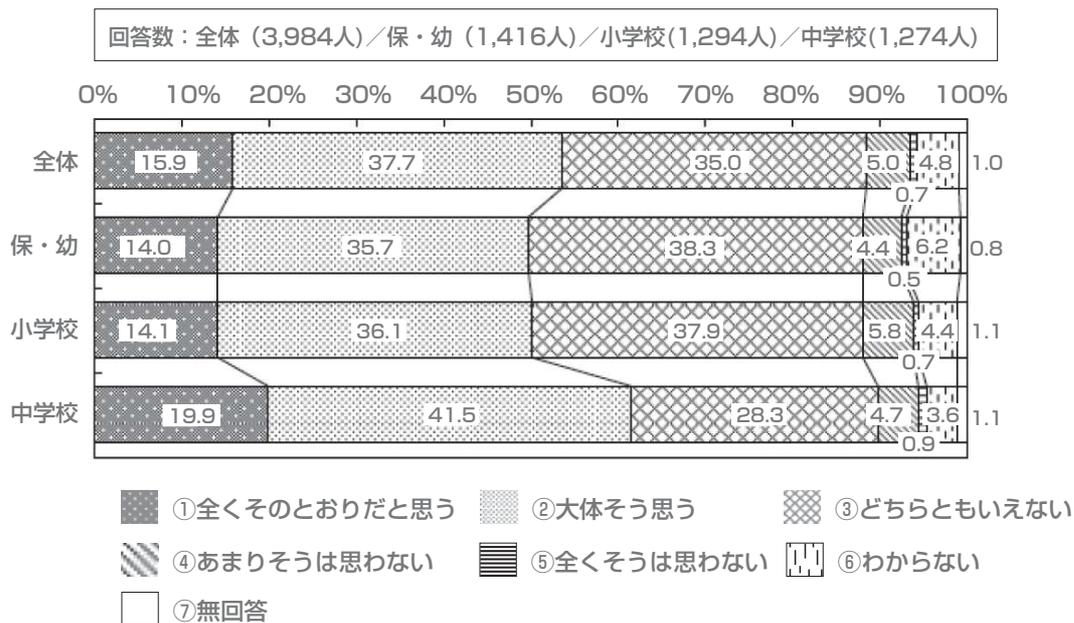


(資料：平成25年度 家庭教育状況調査 香川県教育委員会)

・家庭の教育力の低下については、年齢が上がるにつれて「①全くそのとおりだと思う」と「②大体そう思う」と答えた人を合わせた割合は増加しており、保育所（園）・幼稚園では49.7%であったのに対して、中学校では61.4%となっています。

・前回結果と比較すると、保育所（園）・幼稚園、小学校、中学校ともに「①全くそのとおりだと思う」と答えた人の割合（前回結果 保・幼：15.3%、小：16.5%、中：21.6%）は減少しています。

■家庭の教育力が低下しているという指摘があります。どのように思いますか。



(資料：平成25年度 家庭教育状況調査 香川県教育委員会)

⑳ ワーク・ライフ・バランスの実現状況

- ・ 6歳未満の子どもを持つ夫、妻ともに香川県の平均労働時間は全国平均を上回っています。
- ・ 6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児・介護・看護時間の合計は全国平均を下回り、特に、妻の値は全国平均を1時間17分下回っています。

■6歳未満の子どもを持つ夫婦の労働時間、家事・育児時間

区分	香川県	全国	全国との差
6歳未満の子どもを持つ夫の労働時間	7時間57分	7時間44分	13分
6歳未満の子どもを持つ妻の労働時間	2時間21分	2時間8分	13分

区分	香川県	全国	全国との差
6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児・介護・看護時間	1時間1分	1時間5分	▲4分
6歳未満の子どもを持つ妻の家事・育児・介護・看護時間	5時間32分	6時間49分	▲1時間17分

(資料：H28 社会生活基本調査[総務省]を基に作成)

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

② 交通事故状況

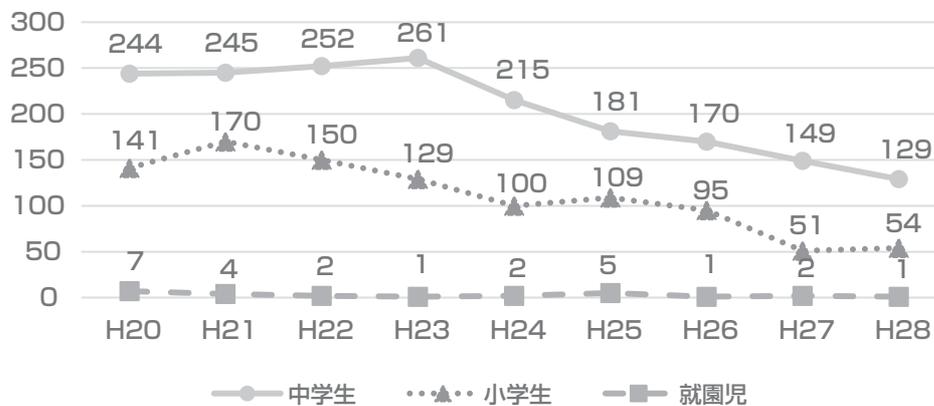
- ・平成28年の就園児、小学生、中学生、高校生の交通事故発生件数は、平成27年より減少しています。
- ・自転車乗用中の交通事故は中学生が多く、歩行中の交通事故は小学生が多くなっていますが、いずれも年々減少しています。

■交通事故発生件数

	平成27年	平成28年	前年比
就園児	18	10	-8
小学生	113	109	-4
中学生	159	133	-26
高校生	258	221	-37
合計	548	473	-75

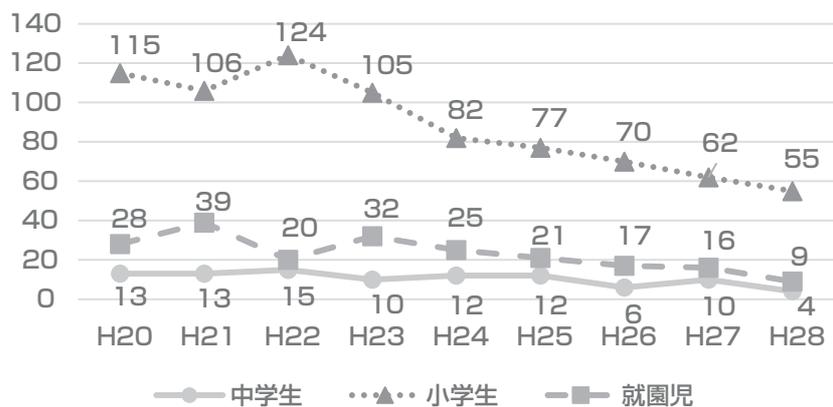
(資料：交通企画課)

■自転車乗用中の交通事故件数(件)



(資料：交通企画課)

■歩行中の事故件数(件)



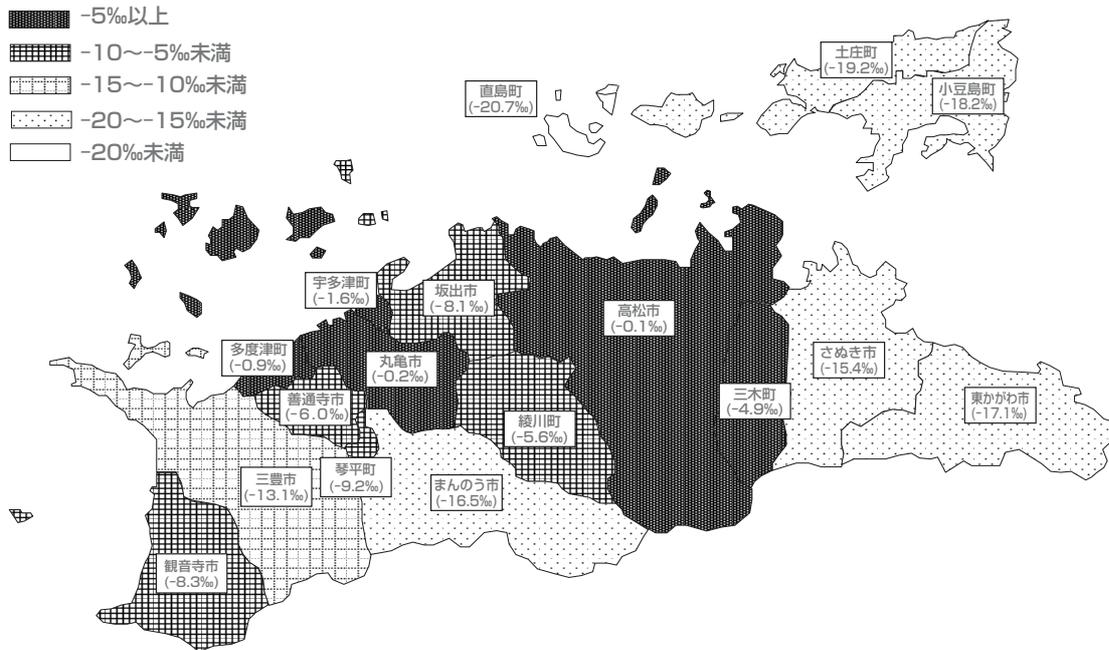
(資料：交通企画課)

② 地域人口動態の状況

- ・平成29年中の人口増減は4,563人の減少となっており、8市9町の全ての市町で減少しています。市町別にみると、減少率1%（※22）以下は3市町、減少率10%以上は7市町と、地域により差がみられます。

※22 「‰（パーミル）」とは、千分率を示し、1‰は0.1%を示します。

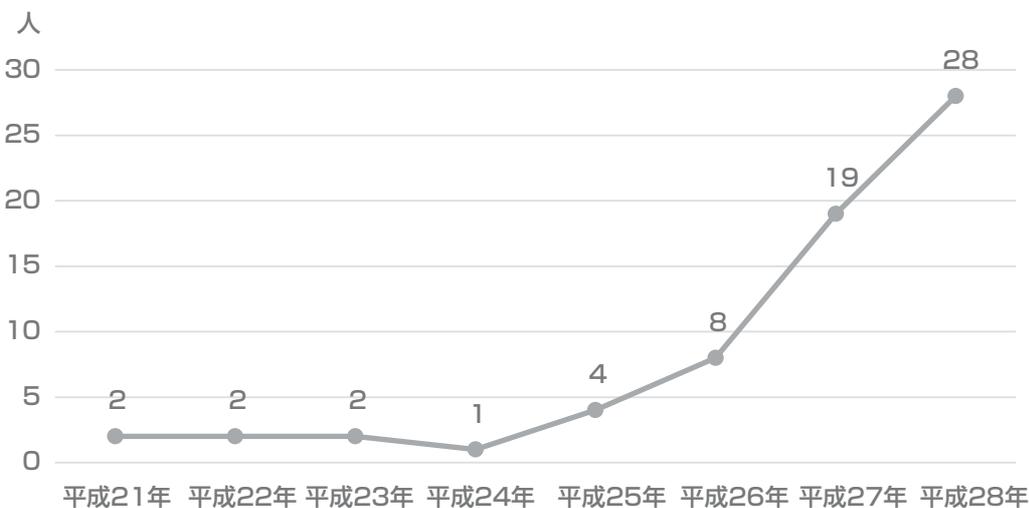
■市町別人口増減率（平成29年）



（資料：香川県人口移動調査結果[平成29年分]の概要）

- ・県内で活動する地域おこし協力隊員数は平成24年度以降増加を続け、平成28年度は平成27年度の19人から9人増の28人となっています。

■県内で活動する地域おこし協力隊員数



（資料：地域活力推進課）

- 1 策定の趣旨
- 2 性格と役割
- 3 対象とする範囲
- 4 実施時期
- 5 現状と課題
- 6 基本理念
- 7 基本指針
- 8 施策の方向
- 基本指針1
- 基本指針2
- 基本指針3
- 基本指針4
- 9 推進のために

6 基本理念

本県では、「せとうち田園都市の新たな創造」を基本目標に、「笑顔で暮らせる香川」に向けて、人々が笑顔で集える思いやりの香川づくり、子どもたちの夢と笑顔を大切に、未来を育てる香川づくりを進めています。

子ども・若者は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在です。一人ひとりの子ども・若者が持つ能力や生まれ育つ環境は異なっても、すべての子ども・若者が、身近な愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、自尊感情や自己有用感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚しつつ、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められています。

子ども・若者の育成支援は、家庭を中心として、地域、学校、企業、県・市町等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題です。その際には、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点及び発達段階についての的確な理解の下、最善の利益が考慮される必要があります。

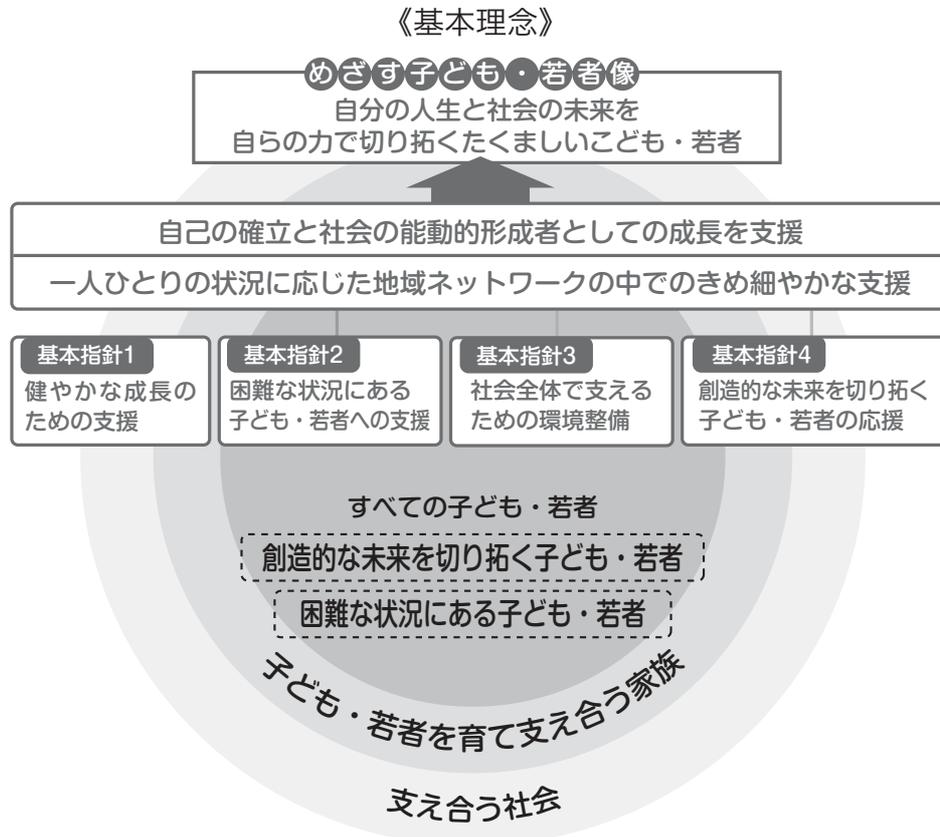
私たちは、自らの行動を通じて、次代を担う子ども・若者に、正義感や倫理観、思いやりの心を育むことができます。さらに、あらゆる子ども・若者に自立の機会と活躍の場を提供するために、それぞれの子どもの置かれた状況等にきめ細やかに応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施することによって、安心安全と信頼のネットワークに支えられた共生社会の構築に一層努力しなければなりません。

そこで、香川の子ども・若者が健やかに成長し、それぞれの持つ個性や能力を発揮し、自分の人生と社会の未来を自らの力で切り拓いていけるよう、社会の能動的形成者（※23）としての成長を支援するとともに、一人ひとりの状況に応じて、地域ネットワークなどの中で総合的・体系的・継続的に、きめ細やかに支援することを基本理念とします。

※23 「社会の能動的形成者」とは、社会の適応するのみならず、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身につけた者をいいます。

7 基本指針

香川の子ども・若者が健やかに成長し、それぞれの持つ個性や能力を発揮し、自分の人生と社会の未来を自らの力で切り拓いていくたくましい子ども・若者に育つため、健やかな成長のための支援、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者への支援、社会全体で支えるための環境整備、創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援の4つを基本指針とします。



基本指針1 健やかな成長のための支援

子ども・若者の心豊かなたくましい成長と自立を促すために、子ども・若者が、心と体の健康を維持し、自尊感情や社会性などの人としての基礎を身に付け、自然体験や社会参加などを積み重ねるとともに、同世代や異世代の人との交流を通して、多様な価値観を得ることが必要です。さらに、これからの育成支援にあたっては、子ども・若者が社会に適応し、充実した生活を送ることができるように育てるだけでなく、自己を確立し、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、能動的な形成者として健全に成長するよう支援することが求められています。

そこで、すべての子ども・若者が、豊かな社会生活や職業生活、文化生活を送れるよう、その基盤となる生活習慣の定着や規範意識の醸成、人とかかわる力の育成を支援します。

また、自らの心と体の健康を維持できるよう、運動する意欲の向上、健康教育の推進を図ります。さらに、子ども・若者が体験活動や交流活動、地域活動などに積極的に取り組めるように、それぞれの興味や関心に応じて視野を広げられる多様な活動機会の提供に努めるとともに、子ども・若者の自主的な企画提案活動や意見発表の機会を提供するなど、社会形成への参画や社会参加を支援する取組みを推進します。また、キャリア教育や職業教育を充実し、主体的な進路選択ができるよう指導や相談に努めます。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

基本指針2 困難な状況にある子ども・若者への支援

社会生活を円滑に営む上で子ども・若者が有する困難の状況は、複合化・複雑化しており、単一の機関だけで対応することが難しくなっています。支援にあたっては、状況に応じて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など関連する分野がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして発達段階に応じた支援を行えるよう、関係する機関や団体などの間で緊密な連携が求められています。また、社会全体で子ども・若者を見守り育てるという機能を果たし、子ども・若者や家族の状況、多様なニーズに応じたきめ細やかな支援を行うため、ネットワークの中で民間支援団体の協力も重要となります。

そこで、家庭や学校、社会に居場所をなくした子ども・若者一人ひとりの心理と、問題の背景や原因を踏まえ、子ども・若者の達成感や自尊心、自己有用感の回復に着目した相談・支援、居場所の提供、社会参加への準備、家族へのサポートなど、それぞれの必要性に応じ、関係機関や団体などによるきめ細やかなネットワークによる支援に努めます。また、子ども・若者が困難な状況に陥ることを未然に防止するための取組みを推進し、早期発見、早期対応に努めます。

基本指針3 社会全体で支えるための環境整備

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、保護者が子育てに対して不安や負担を抱えやすくなっています。また、交通事故や不審者による被害などから子どもたちを守るため、安全・安心なまちづくりの推進が求められています。さらに、子ども・若者によるインターネット利用が急速に普及・浸透していることから、商品・サービスを提供する民間企業と協力しながら、安全で安心な環境整備を推進することが必要となります。

そこで、子ども・若者に関わる相談・支援機関についての総合的な情報を提供するとともに、日常生活能力の習得には、家庭教育の担う役割が重要であることから、保護者などへの相談・支援体制の充実や啓発を図ります。また、地域の大人みんなで子ども・若者を育ていく気運の醸成を図るとともに、県内のほとんどの小学校区に設置されている校区会議（※24）等が、子ども・若者育成支援の主体となって、あいさつ運動や見守り活動、地域の環境や伝統・文化を生かした地域活動を展開し、地域の人々の結びつきを強め、地域への愛着を高め、地域の活性化を促す取組みを支援します。

さらに、ますます高度情報化が進む環境に対応するため、スマートフォン等のフィルタリング設定の徹底や家庭でのルールづくりの啓発を行い、子ども・若者を取り巻く有害情報対策に取り組めます。

※24 「校区会議」とは、各小学校校区単位に形成された青少年健全育成のための地域ネットワークをいいます。

基本指針4 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

企業のグローバルな活動が進展する中、国際競争は激しさを増し、あらゆる分野で国境を超えた相互依存関係が加速しています。また、少子化に加え、大都市圏への人口流出によって、本県においても、人口減少が本格化しています。一方、本県では、美しい自然と豊かな歴史の中で、伝統ある文化芸術が育まれ、近年は瀬戸内国際芸術祭の開催に代表されるように現代アートの面でも世界的に注目されています。また、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、スポーツに対する関心が一層高まっています。

そのため、グローバル化が進行する社会に必要とされるチャレンジ精神や英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人そして香川県に生まれ育った子ども・若者としてのアイデンティティ等を培う教育を推進します。また、国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成を図ります。さらに、地域に居住して地域おこしに取り組む若者を支援するなど、地域で活躍する若者を応援します。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

8 施策の方向

〈基本理念〉 〈基本指針〉 〈施策の方向〉 〈施策の展開〉



基本指針1 健やかな成長のための支援

1 日常生活能力の習得支援

基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、規範意識は、人間の態度や行動の基礎となるもので、子ども・若者の社会的な自立や自己実現のために大変重要です。これらは、日常生活の積み重ねによって培われるもので、学校、家庭、地域などのさまざまな生活の場において、大人や他者とのかかわりの中で発達の段階に応じて身に付けることが大切であることから、学校、家庭、地域が連携して習得支援を推進します。また、子ども・若者を取り巻く生活環境の変化は、子ども・若者の心身の健康に大きな影響を与えており、体力や運動能力の低下が課題となっています。子ども・若者が自らの心と体の健康を維持できるよう運動する意欲の向上、健康教育の推進を図ります。

<施策の展開>

① 基本的な生活習慣の形成

- 「早寝早起き朝ごはん」、「運動・外遊び」などの望ましい生活習慣や規範意識、道徳性などを身に付ける上で、家庭教育が重要であることや家庭教育を社会全体で支援する必要性について、保護者や県民の理解を深めるため、「家庭教育啓発月間」を中心とした積極的な広報啓発に努めます。また、保護者が気軽に参加できる交流の場や家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。
- 子どもの心と体の健やかな成長のため、「健やか香川2 1ヘルスプラン」および「かがわ食育アクションプラン」に基づき、子どもの成育段階に応じたバランスのとれた食生活を推進し、生涯を通じた健康の基礎となる豊かな食の体験を増やすとともに、適正な食習慣の定着を図ります。
- 学校給食の時間を中心に、学校教育活動全体で体系的に食育を進めていくため、「食に関する指導に係る全体計画」を策定するとともに、栄養教諭や学校栄養職員と教職員が連携・協力し、食に関する指導を推進します。
- 食生活に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、地場産物を使用した学校給食を活用するなど学校の教育活動全体を通じて計画的かつ体系的に食育を推進します。また、家庭や地域社会との連携に関する先進的な取り組みの成果について広く県内への普及に努めます。

② コミュニケーション能力の育成と規範意識の醸成

- 小・中・高等学校を通じて、我が国の歴史や文化、伝統をよく知り、異なる習慣や文化を理解した上で相手とコミュニケーションを図ることのできる能力を養うため、国語科を中心に、各教科の教育活動の中で言語活動の充実を図ります。
- 学校では、言語に対する関心や理解を深め、自分の考えなどを言葉で表現する活動の充実に努めます。また、コミュニケーション能力を育成する英語教育を推進するため、小・中学校で外国語活動や外国語科を担当する教員の指導力・英語力向上に取り組みます。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

- 学校の教育活動全体を通じ、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。
- 子どもが家族に認められることで、自尊感情や自己有用感を高め、生活習慣の改善や生活面での自立が図れるよう家庭教育を支援します。
- 児童生徒の規範意識の向上を図るため、警察、教育委員会、保健所などの関係機関が連携し、その専門性を生かして「非行防止教室」や「13歳の自律教室」、「薬物乱用防止教室」などを開催します。
- 学校において、学級や学年、学校の枠を越えて児童生徒が交流を行い、自己有用感を高めることにより、いじめ、不登校、暴力行為等の未然防止に努めます。

③ 健康教育の推進

- 子どもたちを取り巻く生活環境の大きな変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えており、生活習慣の乱れ、心の健康問題、感染症などの様々な健康課題が生じています。このため、自らの健康課題を認識し、状況に応じて的確な判断のもと正しい行動を選択できる力を身に付けることにより、健やかな心と体を兼ね備えた児童生徒を育成します。
- 各市町における小児生活習慣病予防健診の効果的な事後指導に向けた体制整備を支援することにより、子どもの頃からの望ましい生活習慣の定着と家族ぐるみの生活習慣の改善に取り組みます。
- 高等学校等の生徒を対象とした性に関する講座を開催することによって、性感染症の正しい知識の普及を図り、自身の健康を守れるような行動変容につなげられるようにします。
- これから結婚を迎える若い世代に対し、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、情報提供に努めます。

④ 学力の向上

- 県学習状況調査等から見える本県児童生徒の学力の定着状況等の結果分析から、「教員の指導力の向上」、「子どもの学習意欲等の向上」、「学校力の向上」の3つの枠組みで、教員・児童生徒・学校が相互に関連した形での総合的な学力向上を図ります。
- 現行の学習指導要領のもとで、言語活動の充実や指導と評価の一体化を目指し、知識・技能の習得はもとより、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくみ、主体的に取り組む姿勢の育成に努めます。
- 新学習指導要領の全面実施に向け、情報収集し、先行して学習・指導方法の工夫・改善を図ります。

- すべての児童生徒が、主体的・協働的に学び、学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導体制の効果の検証を行いつつ、より効果的な指導体制になるよう、必要な整備を進めることにより、各学校が児童生徒の実態に応じて指導方法等を工夫、改善して、個に応じた指導の充実を図ることができるようにします。
- 論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語に関する能力の育成を重視し、思考力・判断力・表現力等を身に付けさせるため、各教科の教育活動の中で、言語に対する関心や理解を深め、自分の考え方等を言葉で表現し、相手に理解してもらえるように伝えるなどコミュニケーションに関する能力等を育成する活動の充実に努めます。

⑤ 体力の向上

- 子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化する中、子どもの体力の低下が課題となっています。このため子どもたちの運動への関心や自ら運動する意欲を培い、健康でたくましく生きるための基礎となる体力をはぐくむとともに、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成します。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

2 多様な活動機会の提供

子ども・若者の自立には、自然体験や社会体験、同世代や異世代の人々、異文化をもつ人々との交流などにより、生きる知恵や多様な価値観、社会性を身に付けることが欠かせません。実体験を伴うことが少なくなっている現代においては、実感や発見、感動を得られる活動機会を提供することが必要です。地域や学校が連携して、子ども・若者の興味・関心に応じて地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を推進し、子ども・若者が社会における役割や社会とのつながりに気付くよう支援します。

<施策の展開>

① 体験・交流活動の促進

- 豊かな自然の中で集団生活や野外活動などのさまざまな体験活動を通じて、子ども・若者の豊かな心をはぐくむとともに、創造性や忍耐力、社会性などを養います。
- 老人クラブが行っている世代間交流や地域の見守り活動を促進することにより、地域の伝統・文化の継承や地域を支える高齢者への理解を深めます。
- 子ども・若者の文化芸術活動を奨励するとともに、専門的な指導を直接受ける機会を提供し、文化芸術の担い手となる人材を育成します。
- 県の文化施設において子ども・若者向けの創作活動事業や参加体験型事業を実施し、文化にふれあう機会の充実に努めます。
- 森林ボランティア団体等への活動支援や情報発信等を行い、みどりをはじめとする森林や林業について学び、体験する機会の充実に努めます。
- みどりづくりに関する学び、体験の機会を提供するための指導者、担い手となる人材の育成に努めます。
- 豊かで魅力的な自然環境や農業・農村が有する多面的機能に触れる農業・農村体験学習を提供し、子どもたちの健やかな成長を支援します。
- 農水産業の関係団体や食文化の継承に取り組む方々と連携し、子ども・若者の農水産業の体験や調理実習等を通して、食と農水産業を結ぶ教育に取り組みます。
- 自然体験などの活動機会を提供するとともに、校区会議などによる地域における多様な活動機会の提供を促進します。
- 青年の海外派遣や諸外国の青年の受け入れを行うなど、国際交流活動の機会を提供し、活動を支援します。
- 青年センターを活用し、子ども・若者のスポーツや研修などの交流活動や集団生活による活動の実施などを促進します。

② 学校における体験活動などの推進

- 集団生活を通して、人や社会、自然などへの興味や関心を高め、よりよい人間関係を形成することを目的に、県有の施設等を活用した体験学習を行います。
- 生徒の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、国際交流活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動を推進します。
- 県立ミュージアムと学校の連携により、県立ミュージアムの歴史や美術に関する資料・作品・情報を生きた教材として活用するよう努めます。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

③ 社会形成参画・社会参加支援

社会の能動的形成者として子ども・若者を育成するために、意見表明など社会形成への参画機会の提供のほか、ボランティア活動の紹介や顕彰を通して社会参加活動の促進を図ります。また、子ども・若者が社会に役立つ喜びを体感できるように支援します。

<施策の展開>

① 社会の形成への参画支援

- ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援します。
- 消費生活に関する知識を身に付けることができるよう、県消費生活センターによる消費生活講座を開催するなど、消費生活に関する知識の普及啓発を図るとともに、消費生活に関して良識を持つ「消費者市民社会の形成」への参画を促進します。また、若年層にこのような機運が醸成されるよう、積極的に情報の提供や啓発を行います。
- 少年の主張大会の開催など、子ども・若者が自分の意見や考えを発表する機会の提供に努めます。
- 子ども・若者の自主企画や提案による事業の実施などにより、子ども・若者の意見や考えを地域社会に生かせるよう支援します。
- 子ども・若者の育成支援における施策などについて、子ども・若者の意見が反映できるよう協議会などの委員構成に配慮します。

② 社会参加活動の促進

- 青少年活動に関する情報の収集・提供に努め、青少年団体の活動の活性化を図るとともに、青少年自身の企画・運営による研修会の開催などを通して積極的に社会参加できるリーダーを育成します。
- 子ども・若者のボランティア活動や地域活動などの顕彰や広報などにより、子ども・若者の地域社会への貢献活動や地域活動への積極的な参加を促進します。
- 生徒の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、国際交流活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動を推進します。【再掲】
- 青年海外協力隊活動に関する知識を普及し、現地及び帰国後の青年海外協力隊員の活動を支援します。
- 県内の高校生を対象としたアイパル・JICA高校生カレッジの開催など、世界の他の地域の人々や文化への理解を深める機会を提供します。
- 青年の海外派遣や諸外国の青年の受け入れを行うなど、国際交流活動の機会を提供し、活動を支援します。【再掲】

4 職業的自立・就労などの支援

若者の職業的自立や就労などを支援するために、学校においては、地域や企業などとの連携を図り、キャリア教育や職業教育を充実し、主体的に進路を選択できるよう、細やかな指導や相談に努めます。また、若者の就労に向けた支援を行い、安定した雇用の確保を図ります。

<施策の展開>

① キャリア教育・職業教育の充実

- 社会的、職業的自立に必要な能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の育成に努めます。小・中・高等・特別支援学校を通じ、発達段階に応じたキャリア教育を体系的に実施します。また、教員研修を充実し、児童生徒に対するきめ細かなキャリアカウンセリングの充実に努めます。
- 特別活動を要として、児童生徒が夢や希望を持って、自らの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択できる能力や前向きな態度の育成を図ります。
- 高校教育では、就職を希望する生徒が実践的な知識や技能を身につけ、専門的な知識や技能の習得に意欲を持って取り組むことができるよう努めます。

② 就労支援の充実

- 生徒が適性や希望に合った就職ができるよう、求人開拓や就職相談など、関係機関と連携して就職支援に努めます。
- 早期離職を防止するために、職業観や勤労観を育成するとともに、職場定着に向けたサポートを一層推進します。
- 地方版ハローワーク「香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」において、就職に関する様々な相談業務や人材採用コーディネーターが企業とのマッチングを行うほか、継続的に求人開拓を行い、就職に向けたきめ細かな支援を行います。
- 企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進を奨励し、誰もがいきいきと働ける環境づくりを推進します。

③ 地域社会との連携の促進

- 職場体験、インターンシップや社会人講師による講話などを通じて、地域社会とのつながりを持つことで、社会や職業に対する関心を高め、社会に生きる一員としての意識を高めます。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

1 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもの命が奪われることだけでなく、心身の成長や行動面に大きな影響を与えます。関係機関や団体などの連携により、未然防止に努めるとともに、虐待を早期発見し、虐待を受けた子どもとその保護者を対象として、家族の再統合や自立に向けた長期的な支援を続けることに努めます。

<施策の展開>

① 虐待の未然防止

- 市町と協力し、妊娠の届出や乳幼児健康診査、家庭訪問などを通じて、妊娠期からの悩みを抱える妊産婦や未熟児、多胎児、障害児を持つ親や育児に伴う不安感や負担感を抱いている親の早期発見を行い、切れ目のない支援を行うなど、早期対応を図るとともに、親の養育支援や虐待防止に努めます。
- 特に養育不安を抱える家庭に対する専門的、重点的な子育て支援施策を実施し、虐待の防止に努めます。
- ポスターの配布や講演会、街頭キャンペーンなどの実施や、民間団体と連携をして広報活動を行うなど、広く県民に対して広報啓発を行い、虐待の未然防止に努めます。

② 虐待の早期発見・早期対応

- 児童相談に関して、身近な相談窓口である市町の相談体制の充実を促進するほか、児童相談所の体制強化を図り、困難な事例への専門性の高い対応や連絡調整、情報提供、研修などの市町の後方支援（技術的助言など）に努めます。
- 児童相談所を中心に、市町と連携し、児童虐待を受けたおそれのある子どもの安全確認や安全確保のため、迅速な対応を行ないます。また、必要があるときには、立入調査や裁判官の許可状を得て、臨検・捜索を行います。
- 虐待を受けた子どもやその保護者に対する専門的医療的ケアの重要性を踏まえ、地域の医療機関と協力、連携の強化を図ります。

③ 虐待の再発防止・自立支援

- 児童相談所において、児童虐待を行った保護者などに対して、家族再統合プログラムを実施するとともに、子どもと保護者に寄り添った支援を行うことにより、虐待の再発防止に努めます。
- 市町の要保護児童対策地域協議会を活用し、子どもを取り巻く関係者が連携し、虐待を受けた子どもと家族の再統合や自立に向けた長期的な支援に努めます。
- 児童虐待による死亡事例など児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合は、当該事例について検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じ、死亡事例などの再発防止に努めます。
- 児童養護施設等の退所児童が安定した自立生活を送れるように、相談体制を充実させるよう努めます。

2 暴力行為、いじめ、高等学校中途退学などの問題行動等及び不登校への対応

学校においては、児童生徒との日常的なかかわりの中で、教員が児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じて規範意識や社会性をはぐくむ指導を行うとともに、問題行動等に対しては、未然防止、早期発見、早期対応という観点に立った取組みを行う必要があります。また、家庭や地域社会、その他関係機関などの理解と協力を得て地域ぐるみで取り組める体制づくりを進めていくとともに、教職員が一体となって対応します。

さらに、高等学校中途退学や不登校の解決を目指し、児童生徒が将来への夢や希望を持って充実した学校生活を送れるよう、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行います。

<施策の展開>

① 問題行動等の防止

- 暴力行為、いじめなどの問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、学校では教員が児童生徒との日常的なかかわりの中で信頼関係を築き、一人ひとりに対して共感的、積極的なかかわりをもつ指導を行います。
- 学校に支援チームを派遣することにより、学校だけでは対応が難しい問題行動等などへの対応を行い、学習環境の確保や児童生徒の立ち直りの支援を行います。また、地域社会や関係機関が一体となって解決を図るため、学校と警察の相互連絡制度の一層の活用を図ります。

② 不登校への支援

- 不登校の未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー（※25）やスクールソーシャルワーカー（※26）等を含めた学校内外の相談体制の整備を推進するとともに、不登校の児童生徒に対するきめ細やかな支援を行うため、学校や家庭、地域、関係機関の連携を進めます。

③ 高等学校中途退学への対応

- 高等学校中途退学を防ぐため、高等学校進学時の望ましい学校選択につながる情報提供や、中学校と連携した進路指導やガイダンス機能の充実を図るとともに、入学後の学校生活への適応指導などに努めます。また、教育相談機能を充実するとともに、学校、家庭、地域社会との連携のもと、生徒一人ひとりに即したきめ細かな指導等を総合的に推進します。

④ 相談・支援機関の周知・広報

- 教育センターや教育支援センターなどの相談機関や支援機関について必要な情報の提供に努めます。

※25 「スクールカウンセラー」は、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する学校に派遣された心の専門家で、児童生徒の人間関係やいじめ、不登校、虐待、非行など学校生活上の悩みや家庭問題について心理学的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童生徒の理解や指導についての相談にも応じます。また、学校全体の教育相談活動の体制づくりや児童生徒の問題に応じて学校外の専門機関との連携を支援します。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

※26 「スクールソーシャルワーカー」は、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持つ専門家で、不登校をはじめさまざまな問題を抱える児童生徒の生徒指導上の諸問題の未然防止および解消を支援するために学校の支援チームの体制づくりや、児童生徒の置かれた環境への働き掛け等により、児童生徒一人ひとりの生活の質の向上とそれを可能とする学校・地域づくりを行います。

3 インターネットに起因する問題への対応

携帯電話、スマートフォン、タブレット等の急速な普及、新たな情報通信サービスの出現など、子ども・若者を取り巻く情報通信環境は常に変化し続けています。特に、インターネットの急速な普及は、子ども・若者の知識やコミュニケーション空間を格段に拡げる可能性をもたらす一方で、違法・有害情報の拡散やネット依存の傾向、ネットトラブル、コミュニティサイトに起因する犯罪に巻き込まれるなどの負の影響をもたらす諸刃の剣ともなっています。

インターネットの利用に関するルールづくりや情報モラルについて児童生徒に教育を行うとともに、保護者に対しても情報提供を行い、情報通信技術が適切に利用されるよう努めます。

<施策の展開>

① ネット依存の傾向への対応

- ネット依存の傾向に対応するため、保護者に対する啓発や教員の資質向上に取り組みます。
- ネットを巡るトラブルを題材に、ネット利用のルールづくりを考えるリーフレットを児童・生徒・保護者に配布します。
- 教育センターにおいて、子どものネットトラブルに関する相談窓口を設置します。

② インターネットを通じて行われるいじめの防止

- 「香川県いじめ防止基本方針」に基づき、インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童生徒及び保護者に対して情報モラルに関する啓発を行います。
- 教育センターにおいて、いじめの問題に関する電話相談を24時間体制で実施します。
- ネットを巡るトラブルを題材に、ネット利用のルールづくりを考えるリーフレットを児童・生徒・保護者に配布します。【再掲】

③ コミュニティサイトに起因する犯罪の抑制

- 非行の低年齢化対策として、児童生徒を対象に教育委員会と警察が連携して非行防止教室を実施し、情報モラルの育成とネット上のいじめの防止を図ります。
- 地域社会や関係機関が一体となってコミュニティサイトに起因する犯罪の解決を図るため、学校と警察の相互連絡制度の一層の活用を図ります。
- ネットを巡るトラブルを題材に、ネット利用のルールづくりを考えるリーフレットを児童・生徒・保護者に配布します。【再掲】

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

4 非行への対応

少年非行への対応は、ただ少年を罰し、保護者に指導の強化を促すだけでは解決に至らず、適切な対応のためには、少年の特性や家族関係などを踏まえてその背景を理解する必要があります。少年と家庭や学校、地域との絆を強くして、少年の居場所を作り出すことが求められます。そのため、関係機関と連携した連絡、相談など、少年とその保護者の立ち直り支援に積極的に取り組むことにより、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

<施策の展開>

① 非行少年に対する適切な措置

- 非行少年を発見した場合は、少年の特性に配慮して、必要な捜査・調査を行い、検察官、家庭裁判所、児童相談所長等に送致し、または通告するほか、その少年の保護者等に助言を与えるなど、非行少年に対して適切な指導がなされるよう措置します。

② 立ち直り支援の推進

- 少年サポートセンターの少年相談専用電話や各警察署における少年相談活動の充実を図るとともに、他機関との連携を密にして、少年や保護者等に対する相談及び再非行防止のための支援活動を行います。
- 非行防止や問題行動の早期解決のため、少年サポートセンター職員等が、香川県警察親子カウンセリングアドバイザーによる親子カウンセリング結果に基づき、問題を抱えた少年の立ち直り支援活動を行います。

③ 薬物乱用の禁止

- 子どもたちを取り巻く生活環境の大きな変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えており、生活習慣の乱れ、心の健康問題、感染症などの様々な健康課題が生じています。このため、自らの健康課題を認識し、状況に応じて的確な判断のもと正しい行動を選択できる力を身に付けることにより、健やかな心と体を兼ね備えた児童生徒を育成します。【再掲】
- 危険ドラッグを含む薬物等の危険性や有害性に関する正しい知識について、学校や地域等において薬物乱用防止教室を開催するなど、家庭や地域社会、関係機関等が一体となり、少年の薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図ります。
- 麻薬・覚せい剤・シンナー禍対策推進員等による子ども・若者を対象とした薬物乱用防止教室を開催することによって、薬物乱用防止教育を推進し、薬物に関する正しい知識を持った人材の育成を図ります。

④ 少年と地域社会との絆の強化

- 少年警察ボランティア等の協力を得て、社会参加活動や農業、スポーツ等の体験活動を実施し、参加した少年に対して地域との繋がりを実感させることにより、非行の防止を図ります。

- 非行防止やマナーの向上に関する啓発活動を中学生が自発的に企画し、関係機関の支援の下で、学校や地域の実態に合った活動を実施することにより、少年の規範意識の向上と少年を見守る社会気運の醸成を図ります。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

5 ひきこもりへの支援

ひきこもりは当事者や家族の自助努力だけで解決することは難しく、当事者の意思を尊重しつつ、関係機関や団体などが連携し、柔軟で緩やかな支援ネットワークを構築して支援にあたることが求められています。そのために、ひきこもり地域支援センターを中心として、支援ネットワークづくりに努めるとともに、訪問支援や居場所の提供など状況に応じた細やかな支援を推進します。

<施策の展開>

① ひきこもり地域支援センターを中心とした連携の推進

- 精神保健福祉センターに設置した「ひきこもり地域支援センター」を中心として、各市町や保健所等と連携し、ひきこもり状態にある当事者や家族等からの相談に応じるとともに、ホームページなどによる支援情報の発信や普及啓発、研修会を開催するなど、ひきこもり対策を総合的に推進します。
- 香川県ひきこもり対策連絡協議会において、当事者および家族の支援に携わる関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、県内のひきこもり対策が円滑に推進されるよう努めます。

② 地域に密着した支援の推進

- ひきこもりサポーターを養成し、サポーターによるきめ細かく継続的な訪問支援を市町と協力して実施するほか、当事者活動への派遣を通して本人の自立を促進します。

6 若年無業者などへの支援

若者の自立のためには、意識啓発や職業訓練などを積極的に行うことにより、若者の能力開発を推進し、適職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要です。そのため、地域若者サポートステーションとの連携により個別の相談・支援を推進し、また、就労支援施策の周知を図ります。

<施策の展開>

① 地域若者サポートステーションとの連携

- 若者が自立し、安定した職業生活や家庭生活を営むことができるよう、地域若者サポートステーションと連携し、若年無業者、フリーターなどに対する個別相談の実施や、セミナー開催、就労体験などによる就業意欲の醸成を図るとともに、職業経験が十分でない若者を対象とした就労支援施策について周知し、正規就労を目指す若者の安定就労を促進します。

② 職業能力などの育成

- 若者向けに実技に重点を置いた職業訓練を実施し、就職につながるよう実践的な職業能力の開発に取り組みます。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

7 子どもの貧困問題への対応

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

<施策の展開>

① 子どもの貧困問題への対応

- 平成27年8月に策定した「香川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を4つの基本施策として、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- 家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開、幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上、就学支援の充実、大学等進学に対する教育機会の提供、生活困窮世帯の子どもへの学習支援など「教育の支援」を行います。
- 子どもたちが学習に集中し、教育が身につくためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送れることが重要であることから、保護者や子どもの生活の支援、支援する人員の確保等、「生活の支援」を行います。
- 安定した生活を送るためには、基本的な家計収入という点で、親の就労状況が安定していることが重要であることから、「保護者に対する就労の支援」を行います。
- 親の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して経済基盤が保たれることが重要であるため、子育て世帯やひとり親家庭への経済的支援、養育費の確保に関する支援や医療費の助成などの「経済的支援」を行います。
- 子どもの貧困対策を総合的に推進し、より効果的な支援を行うため、行政、相談・支援機関及び地域がそれぞれの役割を担いながら、相互理解と連携意識を深め、協力して支援を実施できる支援体制の構築に努めます。

8 多様な子ども・若者への支援

性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、すべての子ども・若者が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できる社会の実現に向けて、多様な背景を持つ子ども・若者に対して適切な支援を行います。

<施策の展開>

① 障害のある子ども・若者への支援

- 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、支援体制の整備充実や教職員の指導力・専門性の向上を図ることなどにより、特別支援教育を総合的に推進します。
- 障害のある子ども・若者の社会参加や交流活動を促進するため、障害者社会参加推進センターの取組みを推進するとともに、本人、家族などへの情報提供に努めます。

② 外国人の子ども・若者への支援

- 県内に住む外国にルーツを持つ子どもに対し、日本語指導や教科学習の補助を行うための日本語教室を実施するなど日本語でのコミュニケーション能力を身に付ける支援を行います。
- 小・中学校に在籍する外国人児童生徒について、言葉や生活習慣の違いから生じる様々な問題を解決するための支援を行います。

③ 多様な性に対する理解の促進

- 性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施します。
- L G B T（※27）等の子どもたちに対する教職員の理解と認識を深めさせるため、研修の充実を図ります。

④ 自殺対策

- 自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進しつつ、自殺対策と他の関連施策との有機的な連携を強化するなど、「いのち支える香川県自殺対策計画」に基づき、生きることの包括的な支援体制の充実を図ります。

※27「L G B T」は、一般に次のことを指します。女性の同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性の同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、こころの性とからだの性が不一致な人（トランスジェンダー、Transgender）。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

9 育成支援ネットワークによる支援の推進

複合的・複雑な困難を有する子ども・若者の状況に対応するには、単一機関だけの対応は困難であることから、関係機関・団体による育成支援のネットワークを形成し、相談機関や医療機関などの専門機関と連携し、状況を適切に見極め、支援計画を立てた上で、それぞれの機関や団体などが果たす役割を明確にして支援を行うことが必要です。また、支援者や団体などの支援に関する知識・技能などを向上させるための研修機会や情報の提供に努め、個々の資質向上を図ります。

＜施策の展開＞

① さまざまな機関によるネットワーク形成の推進

- さまざまな機関がそれぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行うため、地域における若者支援機関等の関係機関から構成されるネットワーク会議を活用し、関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 複合的・複雑な困難を有する子ども・若者支援のため、教育、福祉、保健、雇用等の各分野の支援機関を構成員とする子ども・若者支援地域協議会を設置し、包括的な支援を行います。

② 困難な状況にある子ども・若者の居場所づくりの推進

- ボランティア、NPO、民間団体などによる困難な状況にある子ども・若者の支援や居場所づくりを推進します。

③ 支援者の資質向上への支援

- 民間支援団体を含め、関係機関の職員などの資質向上を図るため、国や県などが主催する研修会などの情報提供や参加支援に努めます。
- 地域の機関、団体等と連携を推進した育成支援を行う青少年育成支援コーディネーターや各小学校区の「みんなで子どもを育てる県民運動」推進員など地域で青少年育成支援のリーダー的立場となる人材の育成とネットワークの充実を図ります。

基本指針3 社会全体で支えるための環境整備

1 保護者等への積極的な支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立が進み、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、保護者が子育てに対して不安や負担を抱えやすくなっています。人間の心身の発達や成長に関わる生活習慣の基礎を子どもが身に付けるよう、保護者が自主的に取り組むとともに、保護者等への相談・支援体制を充実させ、地域、学校、行政等が家庭を支え、社会全体で子育てを助け合う環境づくりに努めます。

<施策の展開>

① 保護者等への相談・支援体制の充実

- 主に家庭で育児をしている保護者や県外から転入してきた子育て家庭等を対象に講座を開催し、保護者に正しい子育てに関する知識や情報を提供し、さらに、地域の子育て支援事業につなげることで、子育てに関する不安や孤立感を解消し、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境を整えます。
- 家庭教育の重要性や家庭教育を社会全体で支援する必要性について、保護者や県民の理解を深めるため、「家庭教育啓発月間」を中心とした積極的な広報啓発に努めます。また、保護者が気軽に参加できる交流の場や家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。
- 子どもが家族に認められることで、自尊感情や自己有用感を高め、生活習慣の改善や生活面での自立が図れるよう家庭教育を支援します。【再掲】
- 保護者同士の関係づくりを支援する人材を育成します。
- 仕事などで学習機会への参加ができない、孤立化しているといったさまざまな状況の子育て中の保護者を支援するため、教育センターでは電話相談や臨床心理士などによる面接相談などを実施し、きめ細やかな相談体制の充実を図ります。
- 児童相談所や福祉事務所の児童家庭相談の相談・支援体制の充実を図るとともに、市町の児童家庭相談室との連携を図ります。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

2 社会全体で子ども・若者を育てる意識の啓発

小学校区ごとに設置した校区会議を母体として、県民運動推進員を中心に、「みんなで子どもを育てる県民運動」を展開し、社会が一体となって子ども・若者を育てる意識の啓発を図ります。

<施策の展開>

① 社会全体で子ども・若者を育てる意識の啓発

- 「みんなで子どもを育てる県民運動」をより一層促進するために、各種キャンペーン事業の実施や県民運動推進大会の開催、「みんなで子どもを育てる日」の推進などにより、県民運動の普及啓発を図ります。
- 「みんなで子どもを育てる県民運動」を地域ぐるみの自主的・自発的な運動として定着させるために、小学校区を単位に県民運動の推進母体となる校区会議の活性化を促進します。
- 校区会議において、地域の大人が子どもに関わる実践活動に主体的に取り組むことにより、地域における県民運動の一層の定着を図ります。また、子ども・若者の主体的な実践活動の企画なども取り入れ、子ども・若者の参画を促進します。

3 子ども・若者育成支援に関する情報提供

活動に関する情報や団体などの活動状況、相談・支援機関などの情報の提供を行い、子ども・若者の活動支援や相談支援に努めます。また、関係機関や団体などと連携して、相談・支援機関などの社会資源の把握を行い、社会資源の所在一覧である支援機関ハンドブックを作成し、困難な状況にある子ども・若者やその家族に情報が的確に届くよう、情報提供に努めます。

<施策の展開>

① 子ども・若者育成支援に関する情報提供

- 支援機関ハンドブックやインターネットの活用などにより、子ども・若者や保護者に相談・支援機関などの情報を広く周知することに努めます。
- 地域活動の開催状況、参考になる実践活動事例の紹介、相談・支援機関などについて、県民運動推進大会の開催や機関紙・チラシの発行などにより、広く情報を提供します。

4 地域における育成支援ネットワークの充実

若者が自立し、社会の形成者として育つために、個々の課題ごとに関係機関や団体などがネットワークを形成して子ども・若者を支援することが必要です。地域の団体などがその特色を生かしてネットワークを形成し、地域活動を活性化することで、高齢者から子供・若者までの地域住民の交流が促され、そこには子ども・若者の居場所が生まれます。そこで、育成支援ネットワークの機能の充実や人材育成を図ります。また、育成の基盤として、開かれた家庭づくりを推進します。

<施策の展開>

① 多様な主体による活動などの支援

- 子ども・若者育成支援のための体験活動などの活動や交流の場づくりを行います。
- 子ども・若者育成支援のための読書活動や体験活動などの活動や交流の場づくりを行うボランティアや団体の活動を支援します。
- 父親と子どもと一緒に楽しんで参加できる行事や活動機会の提供、おやじの会の設立や活動支援などに努め、家族の誰もが家庭教育に参加できるよう支援します。

② 育成支援ネットワークの機能の充実

- 子ども・若者の自立性や社会性の確立に向けて、住民、民間団体など地域が一体となった自主的・自発的な取組みの促進を図ります。さらに、異年齢の子ども・若者が、地域を見つめ、自ら企画した魅力ある地域づくりを支援し、行動する子ども・若者のネットワークづくりに努めます。
- 地域の子どもたちのために、地域住民が学校の教育活動を支援するボランティアとして参加することなどをコーディネートする仕組みづくりに努めます。
- 学校、家庭、地域が連携して身近な地域活動を推進し、教育環境や生活環境の改善を図り、地域社会の教育機能の活性化に努めます。
- 外部アドバイザーやスーパーバイザー（※28）を活用し、育成支援に関わる地域の機関や団体の活動の活性化を促進します。
- ボランティア、NPO、民間団体などによる困難な状況にある子ども・若者の支援や居場所づくりを推進します。【再掲】

③ 育成支援のための人材養成

- 子ども会、PTA、青年団体など社会教育関係団体の活動の活性化を支援するため、指導者研修や研究集会の充実など、団体の育成に努めます。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

- 地域における子ども・若者の健全育成指導者や青少年団体指導者に対する研修を充実するなど、指導者の育成確保に努めます。
- 地域の機関、団体などの連携を推進し、支援が必要な子ども・若者と関係機関、団体の間に立つ青少年育成支援コーディネーターの育成及び資質向上を図ります。
- 県民運動推進の指導者育成のため県民運動推進員の研修を行い、校区における推進リーダーの育成を図ります。

④ 子ども・若者の居場所づくりの推進

- 放課後などに子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、保護者が就労などにより家庭にいない就学児童の居場所となる放課後児童クラブと、地域の子どもの対象にさまざまな体験活動や地域の人との交流活動を行う放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する放課後子ども総合プランを推進します。
- 青年センターにおいて研修、団体活動、国際交流などの活動の場を提供します。

⑤ 開かれた家庭づくりの推進

- 家庭教育を個々の家庭の問題として考えるだけでなく、地域社会の問題として捉えた取組みを促進し、家庭教育の充実を図ります。
- 家庭での取組みや悩みや考え方を共有できる場の充実に努めるとともに、機関誌の充実や作品募集、作品展などによる情報提供に努め、個々の問題を地域の人と分かち合え、話し合える開かれた家庭づくりの推進を図ります。
- 異世代、異年齢交流などの事業の充実を図るとともに、家庭、学校、地域が連携して、家族ぐるみで環境美化などさまざまな地域活動に自主的に参加する機会を拡充します。

※28 「スーパーバイザー」は、広い視野や専門的な立場から意見やアドバイスを行う者をいいます。

5 子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくり

近年の急激な社会環境の変化に伴い、地域のつながりが希薄化する中、街頭などの日常生活を営む場における犯罪の増加が懸念されます。また、本県の人口当たりの交通事故死者数は依然として全国平均を大きく上回り、子どもが安全に登下校できる環境整備が必要となっています。安全で安心な生活を確保するために、地域社会と関係機関が一体となって安全・安心なまちづくりの推進を図るとともに、地震や風水害などの自然災害の発生に備え、一人ひとりの命を守る地域づくりに努めます。

<施策の展開>

① 子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくり

- 住民による地域の防犯力の向上に向け、防犯ボランティアの育成と、地域の防犯力を高め、地域の連帯感を強化する取組みを推進するとともに、交通安全意識の高揚を図るため、参加・体験・実践型の交通安全教室の実施等を進め、子どもが犯罪や交通事故の被害に遭わない安全安心な地域づくりを目指します。
- 学校内や登下校時における不審者による被害や不慮の事故などから子どもを守るため、安全で安心な環境づくりを進めるとともに、家庭や地域などの関係機関と連携した安全対策に取り組みます。
- 地域住民等の自主防犯活動の支援、防犯教室の積極的開催、防犯カメラの設置の働きかけなどにより、安全で安心なまちづくりを推進します。
- 通学路における交通安全総点検等を行うことにより、通学路の交通安全の確保を図ります。
- 小学校区を単位に設置された校区会議の活動を支援し、自主防災活動、見守り活動などにより安全で安心なまちづくりを推進します。
- 自然災害に対して、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設（※29）を保全する砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を推進します。また、洪水及び土砂災害発生の危険性が高い区域にあるとして市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において、避難確保計画や避難訓練などの避難体制の構築ができるよう支援します。
- 学校、家庭、地域が連携して身近な地域活動を推進し、教育環境や生活環境の改善を図り、地域社会の教育機能の活性化に努めます。

※29「要配慮者利用施設」は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設を指します。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

6 有害環境の浄化

青少年保護育成条例の適切な運用を図るため、立入調査・指導などを推進するとともに、関係機関が連携して非行の温床となるような場所の改善や事業者自主規制を求めるなどの取組みにより、有害な環境の浄化に努めます。

＜施策の展開＞

① 青少年保護育成条例の適切な運用

- 法律や条例の効果的な運用を図るため、立入調査・指導などを推進するとともに、青少年の非行を助長するおそれのある興行や営業、映像や出版物、広告などを規制し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。

② 関係機関の連携による浄化の推進

- 警察、学校、少年育成センターなどと少年警察ボランティアなどがともに青少年のたまり場となりやすい場所を巡回するなど、非行の温床となるような場所を改善していきます。

7 インターネット上の有害情報対策の推進

インターネット利用に関して、フィルタリング設定や家庭でのルールづくりなどの啓発を行い、有害情報対策を推進するとともに、情報手段を賢く使うための判断力や心構えなどの情報モラルの育成に努めます。

<施策の展開>

① フィルタリング設定の徹底

- 知事部局、教育委員会、警察が連携し、青少年が安心・安全にインターネットを利用できるよう、情報モラルに関する指導や家庭でのルール作りなどの啓発活動に取り組むとともに、青少年保護育成条例により携帯電話、スマートフォンのほか、タブレット等のフィルタリング設定を徹底するよう取り組みます。

② 有害情報対策のための保護者啓発

- 保護者対象の学習会などへの講師派遣、保護者の自主的な啓発活動のための指導者育成及び保護者の啓発活動などを通して、インターネット利用に係る青少年の有害対策に関する保護者啓発を効果的に推進します。

③ 情報モラルの育成

- 著作権の尊重や個人情報の保護など、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てるとともに、インターネット上の違法、有害情報などに適切に対応できるようにするために情報モラルの育成に努めます。
- インターネット上の有害情報から児童生徒を守るための対策を、総合的かつ横断的に推進するとともに、ゲームやインターネットへの依存状況に陥らないための対策に取り組みます。
- インターネット上の有害情報対策として、児童やその保護者等に対し、インターネットの適切な利用方法等について出前講座を実施します。
- ネットを巡るトラブルを題材に、ネット利用のルールづくりを考えるリーフレットを児童・生徒・保護者に配布します。【再掲】

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

1 グローバル社会で活躍する人材の育成

企業のグローバルな活動が進展する中、国際競争は激しさを増し、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速しています。このような中、チャレンジ精神、豊かな語学力、我が国の歴史や文化、伝統をよく知り、異なる習慣や文化を理解した上で相手とコミュニケーションを図ることのできる能力等を身に付けた人材が求められています。国際交流活動の機会の提供や国際理解教育の展開により、グローバル社会で活躍する人材の育成に努めます。

<施策の展開>

① グローバル社会で活躍する人材の育成

- 意欲と能力のある若者に海外への留学機会を付与するための支援を充実させるなど、様々な国際舞台で活躍できるグローバル・リーダーを育成することを目指します。
- 国際交流員を県内の学校に派遣し、異文化理解を深めることができる機会の充実を図ります。
- グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進などを旨とする私立学校を支援し、次世代を担う人材育成の促進などを図ります。
- 本県が締結した交流協定等に基づき、友好都市との青少年の相互交流を促進します。
- 青年の海外派遣や諸外国の青年の受け入れを行うなど、国際交流活動の機会を提供し、活動を支援します。【再掲】

2 地域づくりで活躍する若者の応援

我が国の人口は減少局面を迎え、本県においても、少子化に加え、大都市圏への人口流出によって人口減少が本格化しています。そこで、人口減少を抑えるとともに地域を支える人材を確保するため、県内大学等の特長を生かした魅力づくりや地域との連携推進を支援するとともに、地域力の維持・強化のため地域協力活動に取り組む地域おこし協力隊員が定住・定着しやすい環境づくりに努めます。

<施策の展開>

① 地域づくりで活躍する若者の応援

- 大学と地域の連携を深め、若者から選ばれる魅力ある大学づくりを進めることにより、若者の県内定着に努めます。
- 都市地域から来た地域おこし協力隊員が本県に愛着を持ち、円滑に活動できるよう、各市町の意向も踏まえながら、協力隊員同士のネットワークづくりやスキルアップの場となる勉強会の充実を図るなど、定住・定着しやすい環境づくりに努めます。

3 未来の芸術家、競技者の育成

本県では美しい自然と豊かな歴史の中で、伝統ある文化芸術が生まれ、近年は瀬戸内国際芸術祭の開催に代表されるように現代アートの面でも世界的に注目を集めています。子ども・若者が文化芸術に触れる機会の充実を図り、未来の文化芸術の担い手を育成します。

また、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、スポーツに対する関心が一層高まっています。スポーツの国際大会等での郷土選手の活躍は、県民に勇気や感動を与え、未来を担う子どもたちに夢や希望を抱かせてくれるものです。そこで、国際舞台において活躍できるトップアスリートを目指し、ジュニア期からの一貫した指導体制や競技力を高めることができる環境の整備に努めます。

<施策の展開>

① 未来の芸術家の育成

- 香川県美術展覧会（県展）への若年層応募を促進し、未来の芸術家の原石を発掘します。
- 子ども・若者の文化芸術活動を奨励するとともに、専門的な指導を直接受ける機会を提供し、文化芸術の担い手となる人材を育成します。【再掲】

② トップアスリートの育成

- 将来、国際舞台で活躍できる選手を育成するため、豊かなスポーツの素質を持つ人材を発掘・育成するとともに、中央スポーツ団体とも連携・協働し、日本代表レベルへと引き上げることが出来る環境の整備に努めます。
- ジュニア選手が競技の特性や発達段階に応じた適切な指導が受けられるよう、各競技団体と連携して、一貫指導の理念に基づきジュニア選手の育成・強化を進めることのできるクラブの活動を支援します。
- オリンピックやパラリンピック、世界選手権などの国際大会で活躍できる選手を輩出するため、本県出身の日本代表候補選手の活動を支援するとともに、県内で高度なトレーニングや海外選手団の合宿が行えるよう、練習環境の整備に努めます。
- 県代表選手が全国大会で活躍できるよう、各競技団体が行う国体候補選手等の県外遠征、強化合宿、強化練習会や、優秀コーチ招へいなどの強化事業を支援します。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

9 推進のために

子ども・若者の育成支援には、県民が一体となって取り組むことが求められています。人と人のつながりの中から生まれる心の豊かさが、子ども・若者をたくましく育てる基盤となります。お互いの状況や課題をよく知り、互いに学び合い、支え合って生きていこうとする社会の実現が、子ども・若者の夢や希望をはぐくみます。県民や地域団体、NPO、学校、企業、行政などの多様な主体が参画と協働により、積極的に子ども・若者の育成支援にかかわり、ネットワークを形成して、主体的に役割を担い、ともに手を携え、支え合い、助け合う共助の社会づくりが期待されています。

○ 県・市町の役割

県では、青少年活動推進本部を中心として関係機関などとの連携を密にし、市町との連携を強化します。市町との緊密な連携のもと、個々の課題に対応した活動団体などの情報共有とネットワークの充実や活動推進のための人材育成などの支援を行います。また、活動や支援機関や団体などに関する情報提供に努めるとともに、条例などの適切な運用による有害環境の浄化を推進します。

○ 学校の役割

学校では、確かな学力の育成と個に応じた教育、豊かでたくましい心と健やかな体をはぐくむ教育を推進します。問題行動の防止に努め、家庭や地域との連携による教育力の向上を図ります。

○ 家庭の役割

家庭では、日常生活能力や規範意識の育成など、自立の基盤を築けるように育てるとともに、何でも話し合える家庭づくりに努め、子どもとともに地域活動に積極的に参加しましょう。豊かな家庭生活を送るためには、働き方などを見直し、人生のステージに応じた多様な生き方の選択とその実現を図ることが大切です。

○ 地域に期待される役割

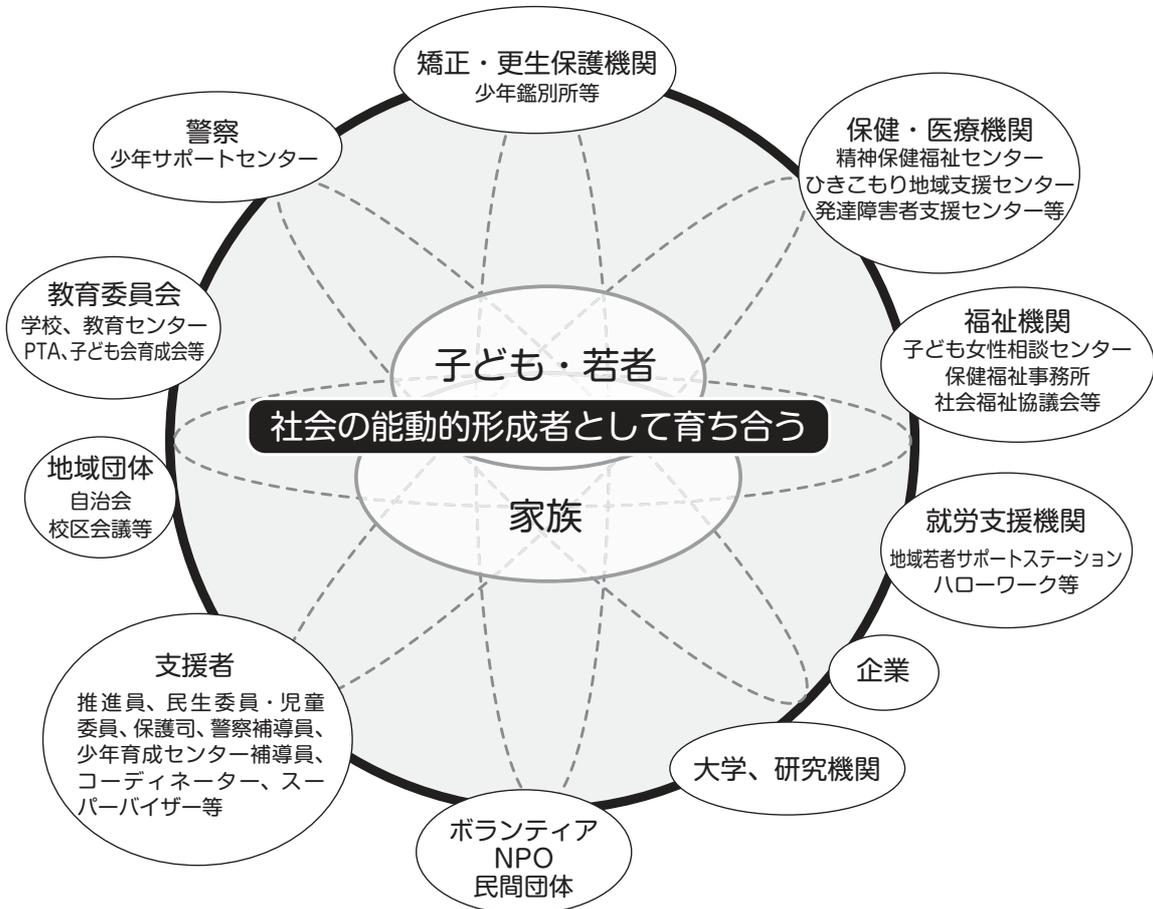
地域では、地域活動を活性化することにより、子ども・若者の居場所を生み出すとともに、地域住民の交流を促し、地域の文化を次世代に伝え、子ども・若者や住民の地域への誇りを育てましょう。学校、家庭、地域団体、民間団体などの協働の推進を図り、情報の共有のもと、課題ごとのネットワークを形成し、子ども・若者の育成支援に努めましょう。

○ 企業・民間団体などに期待される役割

企業などでは、若年者雇用に対する理解と若年労働者育成の充実を図り、若者が生き生きと働くことのできる環境や、働く人たちが家庭生活や地域生活を充実できるよう、仕事と生活の調和を図る取組みの推進が必要です。また、学校や地域との連携を積極的に推進し、社会が一体となって、子ども・若者の自立と社会形成支援を進めるとともに、有害環境浄化のための自主規制の推進に努めましょう。

子ども・若者育成支援ネットワークの形成

互いによく知り、よく学び、支え合う、共助の社会の実現



【県・市町の役割】

青少年活動推進本部を中心としたビジョンの総合的推進
連携の推進、人材育成、環境浄化、啓発・広報・情報提供

〈課題ごとのネットワーク形成による支援推進のため6方策〉

- 課題ごとに分野などを超えてネットワークを形成する。
- 支援対象の現状と課題、支援者や支援団体などの現状と課題を共有する。
- 問題を見極め、支援者や支援団体などが適切な役割を果たして支援できるよう、コーディネーターやスーパーバイザーなどが活動の支援にあたる。
- 県民が支援のための基礎的知識・スキル、社会資源に関する情報を取得する。
- 顔を合わせてつながり合える居場所をつくる。
- 支援対象者、支援者や支援団体などに必要な情報の発信・取得を活性化する。

1 策定の趣旨
2 性格と役割
3 対象とする範囲
4 実施時期

5 現状と課題

6 基本理念

7 基本指針

8 施策の方向

基本指針1

基本指針2

基本指針3

基本指針4

9 推進のために

かがわの子ども・若者のみなさんへ
～君が好き！あなたが大事！～
自分の人生と社会の未来を自らの力で切り拓こう



① 夢や目標をもって自分の未来を切り拓きましょう

夢や目標の実現に向かって努力することは、生き生きとした充実した生活を送ることにつながります。生きていくことは、試行錯誤の連続で、忍耐や苦勞を伴うこともありますが、困難を乗り越えたことや失敗から学んだことこそが糧となり、そこから希望が生まれ、また歩き出すことができます。

② 他人を主やる心を大切にしましょう

生命や人権を尊重することは、生きていくうえでもっとも大切なことです。命の大切さを自覚し、自分自身を大切にするとともに、家族や高齢者、周りの人への思いやりと感謝の気持ち、人の痛みが分かる心を持ちましょう。周りで困っている人や悩んでいる人がいたら、声をかけ、ともに解決の道を探しましょう。

③ 自分で考え、責任を持って行動しましょう

人にはそれぞれの個性や考え方があります。多くの人と接する中で、自分の考えを問いつつ、自分の判断により、責任を持って行動できる自立した人になりましょう。迷いや悩みが生じたときは、周りの信頼できる人たちに考えや気持ちを伝えることで、新たな考えが見つかります。

④ 社会のルールを守りましょう

私たちが個人の権利を主張し、自由に行動するためには、社会のルールを守り、それぞれの行動に責任を負う義務があります。社会のルールを守ることは、人との信頼関係を築き、維持するための基本であり、人間として生きていくうえで欠くことのできないことです。ますます高度情報化する社会で、スマートフォン等インターネットとつながる機器の利用についてもルールとマナーを守ることが大切です。

⑤ 地域や社会の一人としてともに心豊かな社会をつくりましょう

人間は社会的存在です。社会とのかかわりなしでは存在できません。さまざまな人と出会い、かかわり合うことで経験を積み、自分を成長させることができます。地域の自然や文化、そこに住む人々とかかわり、深く知ることで地域への愛着や誇りが生まれます。お互いに支え合い、心豊かに過ごせる社会をともにつくっていきましょう。

各種年齢等による青少年の呼称および年齢区分

法律の名称	呼称	年齢区分	
子供・若者育成支援推進大綱	子供	乳幼児期、学童期及び思春期の者	
	若者	思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期も対象とする。	
	青少年	乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とすることを明確にするため、「青少年」に代えて「子供・若者」という言葉を用いている。	
少年法	少年	20歳未満の者	
刑法	刑事責任年齢	満14歳以上の者	
児童福祉法	児童	児童	18歳未満の者
		乳児	1歳未満の者
		幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
		少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
	学齢生徒	小学校(又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部)の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
民法	未成年者	20歳未満の者	
	婚姻適齢	男 満18歳 女 満16歳 未成年者は、父母の同意を得なければならない。	
労働基準法	年少者	18歳未満の者	
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者	
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者	
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者	
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者	
香川県青少年保護育成条例	青少年	18歳未満の者	

「かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン」の策定経過

平成29年7月26日	第1回ビジョン策定検討会（現状と課題検討）
10月18日	第2回ビジョン策定検討会（素案検討）
11月8日	第1回青少年問題協議会（素案審議）
11月28日～12月27日	パブリックコメント募集(素案に関する意見募集)
平成30年 3月7日	第2回青少年問題協議会（最終案審議）
3月19日	青少年活動推進本部会（ビジョン策定）

青少年問題協議会委員

(平30年3月31日現在 五十音順・敬称略)

区分	機関・団体名	氏名
会長	香川大学教育学部長	毛利 猛
副会長	高松家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	田川 二照
委員	香川県弁護士会所属弁護士	相本 茉樹
〃	香川県少年団体協議会理事	木戸みどり
〃	四国新聞社編集局報道部長	木下 亨
〃	スクールカウンセラー（臨床心理士）	熊谷 由紀
〃	NPO法人さぬき自立支援ネットワーク理事	鷺見 典彦
〃	高松保護観察所長	竹本 直治
〃	香川大学教育学部教授	竹森 元彦
〃	青少年育成アドバイザー	田中 隆子
〃	香川県医師会理事	露木 佳子
〃	香川県青年団体協議会会長	富田 和希
〃	香川県PTA連絡協議会副会長（母親代表委員長）	山本 千景

ビジョン策定検討会委員

(平30年3月31日現在 五十音順・敬称略)

区分	分野	所属等	氏名
座長	教育	香川大学教育学部長（教育学）	※ 毛利 猛
委員	情報	情報通信交流館 e-とぴあ・かがわ 館長	大西 佳章
ク	心理	スクールカウンセラー（臨床心理士）	※ 熊谷 由紀
ク	就労	NPO法人さぬき自立支援ネットワーク 理事	※ 鷲見 典彦
ク	司法	高松家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官	※ 田川 二照
ク	医療	香川県医師会常任理事(産婦人科医)	※ 露木 佳子
ク	福祉	香川スクールソーシャルワーカー協会 会長	藤澤 茜
ク	青年代表	香川県連合青年会 会長	西川 佳子
ク	青年代表	四国学院大学 学生	藤澤 汰一

※青少年問題協議会委員